

令和 2 年

渡嘉敷村議会會議録

第 6 回臨時会（8月 6 日）	1 日間
第 7 回臨時会（8月 24 日）	1 日間
第 8 回定例会（9月 9 日～10 日）	2 日間

渡嘉敷村議会

目 次

令和 2 年第 6 回臨時会（8月 6 日）

令和 2 年第 6 回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第 1 号	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期の決定について	4
日程第 3 議案第32号 工事請負変更契約（R 1 村道阿波連線道路改良工事）について	4
日程第 4 議案第33号 令和 2 年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第 4 号)について	5

令和 2 年第 7 回臨時会（8月 24 日）

令和 2 年第 7 回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	9
出席議員	10
議事日程第 1 号	11
日程第 1 会議録署名議員の指名について	12
日程第 2 会期の決定について	12
日程第 3 議案第34号 工事請負契約（阿波連漁港機能保全工事（R 2 ））について	12
日程第 4 発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（議員提出議案）	13

令和 2 年第 8 回定例会（9月 9 日）（1 日目）

令和 2 年第 8 回渡嘉敷村議会定例会会期日程	17
出席議員	18
議事日程第 1 号	19
日程第 1 会議録署名議員の指名について	20
日程第 2 会期の決定について	20
日程第 3 議長諸般の報告	20
日程第 4 村長行政報告	21
日程第 5 一般質問について	23

日程第6 報告第6号	令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	70
日程第7 報告第7号	平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	70
日程第8 報告第8号	平成31年度渡嘉敷村一般会計決算引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の報告について	70
日程第9 同意第5号	渡嘉敷村農業委員会委員の任命について	71
日程第10 同意第6号	渡嘉敷村農業委員会委員の任命について	71
日程第11 同意第7号	渡嘉敷村農業委員会委員の任命について	71
日程第12 同意第8号	渡嘉敷村農業委員会委員の任命について	71
日程第13 議案第35号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	75
日程第14 議案第36号	渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について	76
日程第15 議案第37号	渡嘉敷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	77
日程第16 議案第38号	渡嘉敷村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	78
日程第17 議案第39号	渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	78
日程第18 議案第40号	渡嘉敷村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について	79
日程第19 議案第41号	渡嘉敷村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例について	79
日程第20 議案第42号	渡嘉敷村農産物集出荷施設の設置及び運営に関する条例について	80
日程第21 議案第43号	渡嘉敷村農産物処理加工施設の設置及び運営に関する条例について	81
日程第22 議案第50号	工事請負変更契約（R1 村道阿波連線道路改良工事）について	81

令和2年第8回定例会（9月10日）（2日目）

出席議員	83	
議事日程第2号	84	
日程第1	会議録署名議員の指名について	85
日程第2 議案第44号	令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)について	85

日程第3	議案第45号 令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号） について	86
日程第4	議案第46号 令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)について	87
日程第5	議案第47号 令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)について	88
日程第6	議案第48号 令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)について	88
日程第7	議案第49号 令和2年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算 (第1号)について	89
日程第8	認定第1号 平成31年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について	90
日程第9	認定第2号 平成31年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	91
日程第10	認定第3号 平成31年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	92
日程第11	認定第4号 平成31年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	92
日程第12	認定第5号 平成31年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	93
日程第13	認定第6号 平成31年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について	94

令和 2 年

第 6 回 渡嘉敷村議会臨時会

第 1 日 目

8 月 6 日

令和 2 年第 6 回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間 自 令和 2 年 8 月 6 日
 至 令和 2 年 8 月 6 日

月　日	曜　日	区　分	日　　　　程
8 月 6 日	木	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第32号 議案第33号

令和2年第6回渡嘉敷村議会臨時会は
令和2年8月6日(木)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 1 日間

1 日目

議員の出欠別

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	欠
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 6名

会議録署名議員 2番 国吉英治議員 3番 新垣一史議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席 した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	民 生 課 長	新 垣 聰
教 育 長	新 崎 直 昌	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
総 務 課 長	金 城 満	会 計 課 長	欠 席
教 育 課 長	小 嶺 国 士		

終了：8月6日（木曜日）午前10時19分

令和 2 年第 6 回渡嘉敷村議会臨時會議事日程

令和 2 年 8 月 6 日（木） 午前 10 時開議

會議に付した事件は次のとおりである。

（第 1 号）

日程	事件番号	件	名
第 1		会議録署名議員の指名について	
第 2		会期の決定について	
第 3	議案第32号	工事請負変更契約（R 1 村道阿波連線道路改良工事）について	
第 4	議案第33号	令和 2 年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第 4 号）について	

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和2年第6回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって2番国吉栄治議員、3番垣一史議員を指名いたします。

○ 玉城保弘議長

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日8月6日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日8月6日の1日間に決定をいたしました。

○ 玉城保弘議長

日程第3、議案第32号、工事請負変更契約(R1村道阿波連線道路改良工事)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第32号

工事請負変更契約について

工事請負変更契約(R1村道阿波連線道路改良工事)について、次のように工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

記

契約の目的 R1村道阿波連線道路改良工事

契約の方法 指名競争入札

契約金額 増額 9,029,900円

契約の相手方 住 所 沖縄県豊見城市字翁長844-38

社 名 株式会社 東信興建

代表取締役 古波蔵文信

提案理由

令和2年3月24日契約締結したR1村道阿波連線道路改良工事の請負変更契約に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に該当することになったため、議会の議決を必要とする。

令和2年8月6日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第33号、令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案者から提案の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第33号

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第4号)について

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第4号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第4号)

令和2年度渡嘉敷村の一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千435万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1千235万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月6日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません。今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内訳は6ページの感じで上がっているんですけど、こちらの光回線引き込み工事ということで86万計上されているんですけど、これはどういった内容になるんですか。

○ 金城満総務課長

議員の質問にお答えいたします。光回線引き込み工事の内容につきましては、先ほど事前にお手元に配布、地方創生臨時交付金新型コロナ対策に対応した交付金、これに対応する事業ということで今回1千個分ということで4件予算計上をしております。これも左側のナンバーからいきますと6番目になります。6番目のテレビ会議用環境整備事業、この中で遠隔リモート会議ですね、それをやるために役場で今までコロナ対策会議等々を役場の会議室でやっておりましたけれども、これを感染症予防対策の観点から、それぞれの拠点でやることで公共施設、それから民間の施設渡嘉敷漁港とか、商工会とかですね、そういう施設に光回線の工事をするというふうに予定しております。既に光回線が引かれているところにつきましては、フリーWi-Fiの整備をするというようなかたちで今考えております。

○ 2番 国吉議員

ありがとうございます。因みに今おっしゃっていた11拠点と、ここ載っているんですけど、その拠点をもう少し詳しく聞けます？

(「休憩」の声あり)

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 金城満総務課長

今、議員からご質問がありました11拠点につきましては、今、細かい全ての施設こちらの方で資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えをしたいと思います。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

○ 金城満総務課長

先ほどの国吉議員の質疑についてお答えいたします。テレビ会議用のリモート会議用の遠隔の整備につきましては、今、光回線を引いてWi-Fiの整備、それからパソコン等、あとそれに付随する備品関係カメラとか、そういうのを一括して整備するという考え方で事

業をすることにしております。その中で光回線につきましては、もう既に各施設によっては引かれている所がありますので、そこについては回線の工事はしませんけれどもWi-Fiの機能の構築という考え方で進めていこうというふうに思っております。因みに今この予算で予定しているのはWi-Fi整備の拠点としまして9拠点ございまして、村役場の1階から3階まで、それから船舶課、渡嘉敷事務所、それから那覇連絡事務所、そして渡嘉敷小中学校、阿波連小学校、それから高齢者生活福祉センター、それから渡嘉敷村クリーンセンター、そして観光協会、旧待合所の中にあります。そして交流の家というふうに予定しておりますけれども、この中で、その会議をやるに伴って、まだ光回線とか整備がされていないということで、いつも会議のメンバーに各団体の代表集まつていただいておりますので、そこが整備されていない場合は、そこも含めて今後検討して整備をするということで考えております。

○ 玉城保弘議長

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○ 玉城保弘議長

お諮りします。

会議規則第45条の規定により令和2年第6回渡嘉敷村議会臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和2年第6回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前10時19分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号2番）

署名議員（議席番号3番）

令和 2 年

第 7 回 渡嘉敷村議会臨時会

第 1 日 目

8 月 24 日

令和 2 年第 7 回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間 自 令和 2 年 8 月 24 日
 至 令和 2 年 8 月 24 日

月　日	曜　日	区　分	日　　　　程
8 月 24 日	月	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第34号 発議第 2 号

令和2年第7回渡嘉敷村議会臨時会は
令和2年8月24日(月)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 1 日間

1 日目

議員の出欠別

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	欠
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 6名

会議録署名議員 3番 新垣一史議員 4番 宮平鉄哉議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席 した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	民 生 課 長	欠 席
教 育 長	新 崎 直 昌	船 舶 課 長	欠 席
総 務 課 長	金 城 満	会 計 課 長	宇 野 昭 子
教 育 課 長	欠 席		

終了：8月24日（月曜日）午前10時16分

令和2年第7回渡嘉敷村議会臨時会議事日程

令和2年8月24日（月） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件	名
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3	議案第34号	工事請負契約（阿波連漁港機能保全工事（R2））について	
第4	発議第2号 （議員提出議案）	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書	

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和2年第7回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって3番新垣一史議員、4番宮平鉄哉議員指名いたします。

○ 玉城保弘議長

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日8月24日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日8月24日の1日間に決定をいたしました。

○ 玉城保弘議長

日程第3、議案第34号、工事請負契約、阿波連漁港機能保全工事（R2）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第34号

工事請負契約について

阿波連漁港機能保全工事（R2）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

記

契約の目的 阿波連漁港機能保全工事（R2）

契約の方法 指名競争入札

契約金額 61,600,000円

契約の相手方 住 所 沖縄県浦添市安波茶3-7-8 205

社 名 株式会社 田中工業

代表者名 代表取締役 田中広三

提案理由

阿波連漁港機能保全工事（R2）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

提案者から提案の説明を求めます。国吉栄治議員。

○ 2番 国吉栄治議員

発議第2号

渡嘉敷村議会議長 玉城 保弘 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 国吉 栄治

賛成者 渡嘉敷村議会議員 當山 清彦

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書

上記の議案を別添のとおり、会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

令和2年8月24日提出

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を
求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努める

とともに、償還財源を確保すること。

- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弹力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月24日 沖縄県島尻郡渡嘉敷村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣
経済産業大臣 内閣官房長官 経済再生担当大臣 まち・ひと・しごと創世担当大臣
以上です。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により令和2年第7回渡嘉敷村議会臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和2年第7回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前10時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号3番）

署名議員（議席番号4番）

令和 2 年

第 8 回 渡嘉敷村議会定例会

第 1 日 目

9 月 9 日

令和2年第8回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期2日間
自 令和2年9月9日
至 令和2年9月10日

月 日	曜 日	区 分	日 程
9月9日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問 報告第6号、報告第7号、報告第8号 同意第5号、同意第6号、同意第7号 同意第8号 議案第35号、議案第36号、議案第37号 議案第38号、議案第39号、議案第40号 議案第41号、議案第42号、議案第43号 議案第50号
9月10日	木	本会議	議案第44号、議案第45号、議案第46号 議案第47号、議案第48号、議案第49号 認定第1号、認定第2号、認定第3号 認定第4号、認定第5号

令和2年第8回渡嘉敷村議会定例会は
令和2年9月9日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期2日間

1日目

議員の出欠別

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 7名

会議録署名議員 4番 宮平鉄哉議員 5番 座間味満議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席 した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聰
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了：9月9日（水曜日）午後4時15分

令和2年第8回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和2年9月9日（水）午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		一般質問について
第6 報告第6号		令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について
第7 報告第7号		平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第8 報告第8号		平成31年度渡嘉敷村一般会計決算引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の報告について
第9 同意第5号		渡嘉敷村農業委員会委員の任命について
第10 同意第6号		渡嘉敷村農業委員会委員の任命について
第11 同意第7号		渡嘉敷村農業委員会委員の任命について
第12 同意第8号		渡嘉敷村農業委員会委員の任命について
第13 議案第35号		特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第14 議案第36号		渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について
第15 議案第37号		渡嘉敷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
第16 議案第38号		渡嘉敷村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
第17 議案第39号		渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第18 議案第40号		渡嘉敷村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
第19 議案第41号		渡嘉敷村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例について
第20 議案第42号		渡嘉敷村農産物集出荷施設の設置及び運営に関する条例について
第21 議案第43号		渡嘉敷村農産物処理加工施設の設置及び運営に関する条例について
第22 議案第50号		工事請負変更契約（R1村道阿波連線道路改良工事）について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和2年第8回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布をした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番宮平鉄哉議員、5番座間味満議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月10日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日から9月10日までの2日間に決定をいたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、村監査委員から、令和元年6月分、7月分、8月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控室に配置し、閲覧できるようにしてありますのでご参考にしてください。

それでは6月定例会以後の会務報告を行います。

6月15日、海峡海開き・安全祈願へ副議長が出席をしております。

6月17日、内閣府沖縄総合事務局、吉住局長が行政施設のため来村、意見交換会、夕食懇談会に出席しております。

7月1日、令和2年度沖縄県振興拡大会議に出席をしております。なおこの会議はウェブ会議で行われております。

7月17日、県産品優先使用要請行動実施に伴い県産品優先使用要請団との懇談会に出席をしております。

7月21日、南部離島市町村長議長連絡協議会に役員会定例会に出席をしております。

同日、南部地区市町村議会市長会臨時総会に出席をしております。

同じく同日、沖縄県土木建築部との行政懇談懇談会に出席をしております。

7月26日、ニューフェリーあぐに出港記念式典及び祝賀会に事務局長が出席をしております。

7月29日、第55回沖縄県介護保険連合議会全協議会委員研修会に新垣議員が出席をしております。

8月6日、令和2年第6回渡嘉敷村議会臨時議会が開催され議会終了後、議員協議会が開催されております。

8月12日、沖縄県介護保険広域連合会定例会に新垣議員が出席をしております。

8月24日、令和2年第7回渡嘉敷村議会臨時議会が開催されております。

9月7日、全員協議会が開かれ、令和2年第8回渡嘉敷村議会定例議会事前議案審議を行っています。

以上、報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

それでは5月定例議会以降の報告をいたします。

6月10日、6月定例議会出席。

6月15日、序議。序議の後、午後から海開き・安全祈願に出席をしております。

6月17日、吉住沖縄総合事務局長、他2名、島内視察の対応をしております。翌18日の午後2時半までの対応となっております。

18日、15時、「沖縄県ふるさとワーキングホリデー&地域おこし協力隊活用」にかかる勉強会を実施しております。

6月19日、全国漁業信用基金協会沖縄支部事業報告会に出席をしております。

同日、令和2年度第1回沖縄県離島航路確保維持改善協議会に出席をしております。

6月22日、泊ふ頭開発株式会社、第31回定時株主総会に出席をしております。

6月23日、糸満市摩文仁平和記念公園にて沖縄全戦没者追悼式に参列をしております。

6月24日、土地問題について住民の来庁対応。

6月25日、離島フェア開催実行委員会。

同日、沖縄県離島振興協議会、同じく、沖縄県過疎地域振興協議会合同研修会。

同日、那霸商工会議所新規事業に対する町村長認定への協力について、那霸商工会議所会長ほかより説明を受けております。

6月26日、令和3年度沖縄振興予算要請に向けた意見交換会。

6月29日、臨時序議。

6月30日、一般社団法人沖縄県農業会議、第76回通常総会出席をしております。

7月1日、沖縄振興拡大会議 Web会議に参加をしております。

7月2日、新垣商工会長ほか2名が県産品優先使用の要請で来訪しております。

7月3日、渡嘉敷漁協、大域組合長ほか加工施設建設の取り組みについて意見交換をしております。

7月6日、序議。

同日、午後よりJTB沖縄と「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成」の取り組みについて意見交換をしております。

同日、夕方、観光協会理事会。

7月7日、未処理私有地問題来庁者対応。

7月8日、令和2年度地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動in沖縄実行委員会に出席しております。

7月9日、離島フェア開催方法検討会。

同日、農業振興に係る勉強会、これを南部農林土木事務所にて行っております。

7月14日、八重瀬町議会議長、金城議長の来訪がありました。

7月15日、阿波連漁港流入土砂除去工法現地検討会。

同日、交流の家、大浜所長、新里次長との意見交換。

7月17日、県産品優先使用要請団来訪対応。

同日、離島海運振興株式会社、臨時株主総会に出席をしております。

7月20日、第191回沖縄県町村会定期総会。

同日、沖縄県町村土地開発公社理事会。

同日、第13回沖縄県町村土地開発公社設立団体長協議会。

同日、沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会。

同日、沖縄県介護保険広域連合、令和2年度第55回議会定例議会。

同日、沖縄県離島振興協議会会长及び理事と沖縄電力株式会社、本永社長ほかとの意見交換会。

7月21日、久高那覇市議会議長との意見交換。

同日、令和2年度南部離島市町村長議長連絡協議会。

同日、沖縄県土木建築部と南部離島市町村との行政懇談。

7月22日、沖縄総合事務局と国土交通行政に関する懇談会。

同日、南部市町村会臨時総会。

同日、南部市町村会事務局との懇親会に参加をしております。

7月26日、ニューフェリーあぐに出発式・就航記念式典・祝賀会に参加をしております。

7月27日、渡嘉敷村農業振興の進めほうについて意見交換、これは沖縄総合事務局農林水産部農村振興課、農村活性化推進室長との意見交換であります。

同日、沖縄総合事務局、総務部調査企画課、大山課長ほかと阿波連漁港内への土砂流入の対応について、また降雨時の土砂流出防止対策について意見交換をしております。

同じく、沖縄総合事務局開発建設部、和田企画調整官ほかと村道阿波連線路肩流失個所の補修にかかる費用支援について意見交換をしております。

同日、公益社団法人沖縄県緑化推進委員会、令和2年度定時総会に出席をしております。

7月30日、農業振興計画策定手順について沖縄総合事務局農林水産部農村振興課、農村活性化推進室長ほかと意見交換をしております。

同日、沖縄振興の政策ツールに関する首長向け対面調査、これは内閣府、畠山政策統括官ほかとの意見交換であります。

8月1日、渡嘉敷村新型インフルエンザ等対策本部会議。

8月5日、沖縄振興特別措置法等の延長に向けた意見交換会これはWeb会議で行っております。

8月6日、臨時議会。

8月7日、村道阿波連線用地、阿波連線にかかる用地交渉。

8月13日、新型インフルエンザ等対策本部会議。

8月17日、渡嘉敷漁協と「加工場建設場所」について最後の協議を行っております。商工会からは減便による売り上げ減少への補てんの要請を受けております。

8月21日、村道阿波連線用地交渉方針について委託業者との協議を行っております。

8月24日、臨時議会。

8月25日、観光協会理事会。

8月27日、未処理私有地問題来庁対応。

同日、新型インフルエンザ等対策本部会議。

8月28日、9月定例議会議案検討会議。

同日、台風9号災害対策本部会議を招集しております。

8月30日、台風9号災害対策本部会議を招集し、31日午前10時に避難所として、すばる棟を決定しております。

8月31日、台風9号接近に伴い暴風警報が発令されたため避難勧告を行っております。

9月1日、被害状況調査これは台風9号により被害状況を調査をしております。

9月2日、臨時庁議。

9月4日、台風10号対策会議。

9月7日、庁議・一般質問答弁書検討会議。午後から航路事業特別会計運営会議を行っております。

同日、令和2年度沖縄型産業中核人材育成事業、これは「商店街等地域プロデューサー人材育成プログラム」と申します。その参加者説明会を行っております。

9月8日、沖縄県地域離島課による次期離島振興計画についてヒアリングを受けております。

以上報告を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて概ね40分以内といたします。順次発言を許します。2番国吉栄治議員の発言を許します。

○ 2番 国吉栄治議員

おはようございます。それでは時間がないので早速、僕の一般質問にさせていただきます。まずコロナ対策についてということで、事業者支援協力給付金事業の実績報告をまず

伺いたいと思います。申請の為に予め計上していた数字と現状支給されている進行状況ですね、すみませんがお願ひします。

○ 座間味秀勝村長

事業者支援協力給付金事業については、事業申請の積算は対象事業者を当初130事業者と想定をし、給付金は1事業者に15万円を支給するということにしておりまして、事業費を1千950万円を計上をしております。現在までの実績として、給付の実績は71件、1千65万円となっております。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません。前回貰ったこちらの資料だと2千200万円で予算を組んでいたと思うんですけど、こちらが1千950万円申請というのは、130件で提出されているということでよろしいですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

お答えいたします。先ほど村長が答弁いたしたとおりですね、130件を見込みまして1事業者15万円を支給し、それで計算すると1千950万円の予算ということから、その金額を予算として計上しております。

○ 2番 国吉栄治議員

130件で申請されていて、71件取られているということで、逆に言うと6割ぐらい以下なのかな、今支給されているのが、こちら受け取っていない事業所がいるということで、こちらへ対するアプローチ等、もちろん事務費もこの中には発生して付随して予算化されていると思うんですけど、その点どのようにお考えなのか、ということをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

議員ご質問のとおり、まず事業者向け支援協力給付金、これについては渡嘉敷村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金という名目でもって交付をしております。当初は8月31日までを申請期間としておりましたが、まだ申請されていない事業者がいるということで10月の16日まで期限を延長することとして商工会及び観光協会への告知、またホームページへの周知を図っているというところであります。

○ 2番 国吉栄治議員

村長、今おっしゃっているようにホームページ、また観光協会、商工会にアプローチは元々されていたと思うんですけど、ただ給付の率でいうと6割という状態は非常に少ないのであるかというふうに思うので、逆にここで受け取っていない方、観光協会もしくは商工会に属している方だったら、まあ声かけがあると思うんですけど、逆に言うとこの中に高齢者でそもそもそこの会とかに出席できていないだとか、いろんな諸事情であるというところで参加できていない方とかもいらっしゃると思うんですけど、そういう方、そこらへんをどう見てて、どのように対応していくのかということをお伺いします。

○ 玉城広喜観光産業課長

お答えをいたします。当初130件というのは130件の内の100件が営業所得事業者ということで100件を見込んでいましたが、30件は余裕をもってということの予算となります。その中で考えますと100件から71件、30件が今申告をしていないような状況となっております。行政としまして直接のアプローチをしないかという今ご意見でござますが、該当するかどうか判断するのは事業者の方にお任せしているところで、例えば該当しない事業者へもアプローチをするということはなかなかいかがなものかと考えをしております。そういう中で事業者の団体であります商工会あるいは観光協会の方からしっかりとその事業者の事業内容も把握していると思いますので、お声掛けをお願いしますというすることは協力願いをしているところでございます。

○ 2番 国吉栄治議員

言われていることはわかるんですが、逆に言うと渡航自粛協力給付金のほう、1万円支給されていたと思うんですけど、こちら受け取っていない方の自宅の方とかにお伺いしてもらって給付されていると、これが我が村は100件を超える1,000件とか2,000件とかすごい数があって、コロナ対策も他のお仕事もありますんで、そういった中で仕事の合間を見てやっているという状況だったら、それは致し方ないのかなとは思うんですが、コロナ対策のために事務費も出ています。そして決して僕的には、数的に皆さんもご存じのとおり100件元々予定されているというところで、まず30件貰っていない方が、今の方が今の説明だと、そもそも商工会とか観光協会に属しているという意味合いなんですが、30件受け取っていない方把握されていると思うんですけど、そこも含めてまず観光協会、商工会に属している方なのか30件の内訳で、そうじゃないとするんであれば僕が伺っている方ではやはり申請のやり方もわからない方がいると、そもそも該当しているかわかつていない方もいると、先ほど言ったように渡航自粛金に関しては、各家庭に訪問されていただいている方もいらっしゃるというふうに伺っています。その点合わせてどのようにしていくのかをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

渡航自粛協力金については、要するに住民全員が対象になるということです。要するに要件としては住民であること、この一点のみでありますので、そこをピックアップしてやることはできます。先ほど産業観光課長が説明をしましたことについては、あくまで申請主義、これに該当する方は申請して給付金が受けられますよということであると、その違いを説明しているということになります。実際じゃあ100件あるのかどうかということについては、ちょっと休憩をいただいて、担当の方から少し詳しい説明してもよろしいでしょうか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

まだ知らないという人がいるんじゃないかなというご指摘であります。これについてはこの給付金の仕組み概要というものをきちんと説明できる資料なりを配布をして、もしかしたら該当するのではないかということについてのアプローチはできることだと思いますので、今後対応していきたいと考えています。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。僕も30件どのような方かというのを個人情報的になかなか公開できない部分もあると思いますが、やはり知らない世帯の方もいらっしゃるのかなというふうに存じておりますので、ぜひ、その協力をお願いします。また10月16日までとなっているんですけど、これ予算的には令和3年の3月まで執行というかたちなので、給付率を見てそこら辺も柔軟に対応していただければと思います。

続いて、今後の臨時交付金を活用した事業内容について伺うということで、今月中もまた4千200万円の事業を計画されているということなんですが、今月中ということである程度の示しはついていると思うんですが、どのようにお考えかということで。

先ほども言った受給率も130件で当初予定されていたというところで実際100件というところも合わせて、数の方も具体的にわかればいいのかなと思います。よろしくお願いします。

○ 座間味秀勝村長

国の臨時交付金の二次分ということなんですが、これは昨日なんですが、各課の事業内容を持ち寄って検討会議を開催をしております。現時点では最終的にまだ決定はしておりませんので何がいくらとかというのをお答えできませんが、給付等の要請もいただいておりますので、そこらへんは加味して事業内容を詰めていくということになると考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

ここはまだこれから精査するということはわかるんですが、大々的にやることって、まだ全然決まっていない感じですか。ここはやるぞというのではないですか。

○ 金城満総務課長

今、議員からご質問の2次補正に伴う地方創生臨時交付金につきましては、昨日、府内検討会議を行いましてある程度の案といいますか、事業の内容はでております。この場で細かいものはまだ決定しておりませんので申し上げられませんけれども、およそ10件程度は出ております。この中で先ほど村長が述べましたけれども、村の商工会、それから村の観光協会、あるいは個人からも相談を受け付けております。そういういただいた事業案をこれからまた再度詳細を詰めまして事業ができるものかどうか、検討をして最終的には決定をしたいというふうに考えています。今コロナ禍で事象者が厳しいのは重々承知しておりますので、議員がおっしゃるとおり第2弾の協力金等も含めて、いま検討している段

階でございます。

○ 2番 国吉栄治議員

10件近く検討されているということでお話を伺ってますけれど、この話を持って来ているのは、さっきの給付率130件あって、申請の時は取られるということで1千900万円の予算を付けて実質70件というところでいえば、やはり予算額もしっかり決まっていますので、できれば無駄打ちしてほしくないなというのは、村の皆さんのが思っています。

他にも前回いただいていた事業の中には、テレビ会議用環境整備事業ということで598万円ぐらいついていたと思うんですね。患者運搬態勢構築事業ということで430万円付いていたというかたちで、これらが本来、ここでの予算が必要だったかとかいろいろあると思います。他のところから予算を持て来れなかったのかと。今先ほど休憩で伺っている内容の中でもやはりいくつかこの予算を使うべきなのかというところで、他の予算でも対応できるんじゃないかなというところも感じる部分もありますので、ぜひその点、精査を入れて、みんなが理解できる内容で進めていただければいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、家庭用防災無線についてということで、こちらの方は去年の12月のほうで質問させていただいた件なんですけど、前回はそういったところを伺ったりとか、確認して対応できるように話しを進めていくということだったんですけど、今の進捗状況、それと今後の対応についてということで、例えば先ほども申し上げたとおり、テレビ会議用環境整備ということで600万円近く付いている予算とかありますが、そういった点とか、そういうしたものも上手く活用して実際申請の数とかも気になるところなんですが、そこらへんの予算も含めて、これをコロナ助成金を活用して対象を高齢者世帯を中心でもいいので、新型の防災無線の切り替えなどを検討されてはいかがでしょうかということの提案も含めてお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

議員の質問の個別受信機の電池切れ、これについては村民の皆さんには広報誌等により、電池の交換の必要があるということについても周知を行っております。また自分で電池の交換ができないという場合には職員が訪問をして対応をしているというような状況であります。ご質問の新規の個別受信機の導入ということについて、新型コロナウイルス感染症対応地方創世臨時交付金を活用できないかというお話なんですけれども、そもそもこの交付金については、感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活というふうになっておりますので、直接的にこの事業を使って個別受信機を交換するとかということについては対応できないものと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

最初の質問に合わせて伺ってた部分もありますが、僕の方も村民だよりとか含めて告知はされているのかなというふうには感じていますので、この点は先ほども言ったようにテ

レビ会議用環境整備事業というのが600万付いている中で、その点もネットで連絡とか防災の観点も含めてコロナ対策無線で流していると思いますけど、対応も含めて、できれば使っていないのであれば、ここらへんも上手く活用できないかという提案だったんですが、今回できないということですので、引き続きですね、環境整備をしながら進めていただければいいのかなと思っています。

続いて、船舶運航についてということで、今回9月までのコロナ感染対策の臨時運航態勢ということで9月までの運航態勢はしいていたと思うんですけど、10月以降もう間もなく1カ月切っていますけど、それ以降の考え方というのはどのようにお考えなのか。ということで伺います。

○ 座間味秀勝村長

現在、令和2年今年の6月から9月末までということで船舶の定員を半減をしております。また、感染状況に応じて減便をしたりというような運航態勢を取ってきております。沖縄県が救急事態宣言を解除したことは現状、大変厳しい航路会計の経営状況等を緩和をすると水際での新型コロナウイルス感染対策を徹底しながら10月以降は通常運航に戻すということで考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、これ通常運航というのは今現状人数を減らしていて人数は変わらずやったりとか、土日ちょっと減便したりとやっていたんですけど、全てを戻すという意味合いによろしいでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

9月については、今現状は週末、通常でありますと計画からすると週末金、土、日は9月までは3便運航高速船がフェリーは10時と4時という運航になるというのが通常ですけれども、週末の3便運航の真ん中便の減便はそのまま減便したままということです。それで朝、晩の2便運航の高速船そしてフェリーの通常運航というかたちで定員については元々の定員200名と450名ということで運航をしていくということでございます。

(「休憩」の声あり)

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

10月以降は戻されるということで、この方でやっぱりコロナ対策ということで水際の対策として検温チェック、そしてマスク着用の促し等をされて、なおかつ席数を半分にすることである程度の水際対策だったのかなというふうに思っているんですが、この座席数というのは通常戻すということでよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

そうです。戻します。

○ 2番 国吉栄治議員

答えていただいていいです。

○ 座間味秀勝村長

先ほども答弁しましたとおり、現在航路事業そのものが大変厳しい状況にあります。いつまでも半減というわけにはいかないと、対策を徹底しながら定員を元に戻して経営状態を改善をしていきたいというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

村長おっしゃる意味わかるんですが、それだと5月末までで6月解除されたと思うんですよ、その点で7月、8月、9月というのは半減されるというところは、その当時の6月過ぎた時点の状態と今の状態って、そんなに変わらないんですね。何がってコロナも今後増えていくかも知れないし、緊急事態宣言解除されたという状態ではございますが、沖縄の方も発生したというのは、その時点でいうと6月の時点でもお聞きになっていたと思うんですけど、その半数対策というのは、今後増えるかもしれない特に秋インフルエンザの流行もあるというふうに懸念されている中で半数ではなく、しかもオフシーズンに向かっていくところで席数は元に戻すというのが、要は経営の改善に繋がるかというと、そこは僕は繋がらないと思うんですけど、その点は変わらずということでおろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

席数を戻すことで経営の改善に繋がらないということの組み立てがちょっとわからないんですけども、要するに例えば団体旅行であったりとかというようなこと、あるいは大人数での団体とまではいかないまでも、例えば制御をしているために乗れなかつたりとかという、そういういた状況もあるということを伺いをしております。船としては半分を乗せた状態で運航をしているというのは、そもそもそれ事態が赤字ということになりますので、少しでも赤字が改善できるようにしていきたいというような考えでございます。

(「休憩」の声あり)

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

一応村長おっしゃっていますけど、もともと席数を減らした理由というのはコロナの水際対策だと私は思っています。席数を増やしたからといって経営改善できるとは思っていません。このコロナ状況の中で対応していくということなので、お客様が急に増えてくるということはないと思いますが、逆に言うとですね、逆に半数にするとか、今まで便数を日帰りできないように対応するという状態が発生していましたけど、その対応というのはどういう状況の中で、それを判断されていくというかたちになりますか。

○ 座間味秀勝村長

どういう状況の中で判断されるかというご質問なんですが、ちょっと質問の趣旨が上手く汲み取れているかわかりませんけれども、感染の広がりの状況を見て対策会議などを通じて判断をしていくということになるかと思います。

○ 2番 国吉栄治議員

この対策の中のひとつに実は今聞いているところでいろいろ交差する部分あるんですけど、前回質問させていただいたシステム決済というのも、前回伺っているんで、その件どうなっているかというところも聞きたいんですけど、それプラスα今回質問書に書かせていただいた理由としましては、座間味村のほうでは自動決済とか前回質問させていただいた内容を組み込まれていまして、今回コロナ禍のときにチケットを購入する際、渡嘉敷村はどうしても列んでしまう状況があるけど、座間味村のほうは少ない状態でという状態を伺っております。その点も含めて今どのように考えているか。お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

We b 予約決済についてということでよろしいですね。これについては利用者のもちろん利便性の向上で安易なキャンセルですね、連絡無しのキャンセル、そういうものを防ぐという観点から非常に有効な方法ということ考えております。このWe b 予約決済導入に伴って、多額の費用負担が発生するということがあります。今年度はコロナ感染症の影響で先ほど申しましたけれども、航路事業については大変厳しい経営状態となっていることもあります。We b 決済については将来的には必要なものだということは重々わかっておりますので、補助金と、この財源の確保を含めて、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

ホームページの4番の方で、4つ目の質問の方で、ホームページ改善事業についてということでここと携わっていくんですけど、一緒に考えていきたいなと思うんですけど、これまでにはホームページの状況、今、村長が多額費用がかかるといった部分も含めて考えるとホームページ改修事業も合わせて考えていけばいいんじゃないかなというふうに考えているんですけど、前回もそれ含めて考えていたんですけど、4つ目の質間に移動しますのでホームページの今の現状の進捗状況及び今後の対応というか、今の進捗状態をお教え下さい。

○ 座間味秀勝村長

現在、このホームページの改修ということについては予、算の執行はまだ行っておりません、ゼロということあります。事業の実施については今後プロポーザル方式での発注で、今月中に企画提案募集を開始をし、10月には契約を締結して、3月に事業完了という運びで今計画をしております。これを船舶予約システム、決済システムということと合わせたらどうかという話なんですが、船舶予約システムは、会計処理方法は異なる検討が必要

要かと考えておりますので、今回のホームページの改修事業に間に合わせて導入するというの非常に難しい状況だと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

この点ですね、僕12月と9月の時点で去年のですね、聞いていて同じような答弁をされているんですね、どのように配置していくのか、経費がかかってくるから同じ答弁なんですね、実際。同じ答弁というか経費がかかると役場内で、どうやって検討執行態勢をもっていくのか、今後議論の余地があるとか。あと座間味村の様子を見てみると、前売りの。全然進んでいないんですけど、今回ホームページの件につきましては予算化されていたと思うんですね。当初の予算より下がって、このようにやります。もう決めましたという話でした。その話はどうなっているんでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

先ほども申し上げましたとおり、今月中には企画提案募集をして10月には契約をするというふうな計画をしているということでございます。

○ 2番 国吉栄治議員

確か前回の質問のとき役場内で検討して、どうやって執行態勢をもっていくかという話をされていました。予算が決まったのが12月のほうで決まっていると思うんですけど、その間に、このホームページの態勢をもっていくためには、どういう議論がされたのか、そこをお伺いしてもいいですか。

○ 金城満総務課長

お答えします。令和2年の3月議会に議員からご質問がありまして、前年度なかなか厳しい業務状態の中でなかなか仕事が前に進まなくて予算を流したというかたちがありました。それから今年度1千万、当初予算に計上しまして、ホームページのリニューアルに向けて進めていきましという話もしております。それからどういうかたちで進めるか、どういう内容かというのにつきましてもWebバリアフリーとか、そこらへんのお話もしました。その中で船舶課の決済システムと連動するという細かい内容の話については、それがなかなか議論が進まずに、なかなかできない状態が続いてきましたのが事実となっております。ですので今回、1千万円で提案型プロポーザル方式でやりますので、そこを含めますと、その間になぜやっておかなかったかと言いますと、それについては私たちのところで、なかなか議論が進まないということに対しては、申し訳ないなというふうに思っておりますけれども、まずホームページがもう古いと、ホームページもなかなか現在の最新のいろんな自治体のホームページありますけれども、いろんな情報がなかなか伝わらないという部分がありますので、そこを今改善するのが先かなと思っておりますので、このへんについてはまずホームページの改善をリニューアルを先に先行してやりたいなというふうに思っております。その後、決済ですか、システム上の船舶課と予約システム決済連動したものは、今すぐになかなか着手ができない部分がありますので、今後それについてはホ

ームページリニューアル後に、また検討していくようななかたちで進めていくものがいいのかなというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

予算が執行されていないという状況の答弁だったと思いますけど、答弁といいますか、そういう質問だったんですけど、これ去年の9月、12月、3月というかたちでホームページ、船のことずっと尋ねていく中で、古いか新しいかというよりも、もちろんお客様利便考えれば、やはり先ほど村長、船舶の経常利益上げていきたいという話であれば、やはりここが入口の部分だと思いますので、その観点を持ちながら、早急に対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。時間がないので、次の質問にさせていただきます。

阿波連漁港についてということで、こちらも去年の12月のほうの議会で質問させていただいているんですけど、去年の質問に続き、台風の影響により浚渫土砂の対応をすることでしたが、1年以上対応されていません。その理由と今後の対応策についてお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。この砂の堆積ということについては、昨年の12月議会においてもご指摘がございました。そのときには今後コンサルタント事業者と対応策について検討するというふうに回答していたかと思います。これまで何度か協議、検討を重ねた結果、対応策を決定しております。そしてこのうちの補正予算でも工事費を計上をしております。9月定例の補正予算の工事を計上しておりますので、工事の実施については阿波連漁港機能保全工事、この請負事業者が決定しておりますので、この業者に撤去工事も含めて対応できるような方向でやっていきたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

そもそも1年経過されて対応されていないところで、先ほどからの答弁も一緒なんですが、今後やれるという確証というのが、よくわからないんですけど、まず理由はどうして遅れたのかというところをお伺いしてよろしいですか。

○ 玉城広喜觀光産業課長

質問へお答えします。1年近く時間を要したということにつきましては、今回、阿波連漁港の保全工事が防波堤の下部基礎、鋼管のほうにカバーをすることの工法になっております。その補助事業と今回の穴埋めを隙間を埋める事業と施行箇所が同じなものですから県の補助金の事業の行程と、どのようななり合わせをしていくかということで時間を要したことから、また工法についても、どのような工法がよいかという協議に時間を要したことから、今回の執行予算の計上というまでの時間を要したということになります。

○ 2番 国吉栄治議員

こちら港湾内の理由のほうも前回質問したときに、やはり巻の作業が必要だということ最近入札の方も議会の方で上がって承認したと思うんですけど、そこに実は、僕、前回質問したときに河川の方も合わせて質問させていただいていて、こちらの方、河川の部分は今回の港湾の浚渫土砂の対応については、けっこう予算がかかるということで、なかなか単費で業者を見つけることがなかなか難しいということだったんですが、河川の方は前回いただいている回答では、これから経費を付けてやっていくという話だったんですけど、その方もずっとされていないと、要はなので砂が溜まっていくと、ケラママリン前のビーチといいますか、河川があると思うんですが、その方の通しというのはされていないと、砂がどんどん逆に港内のはうに入ってくるという話なんですが、その方の管理予算を年間通して計上していただきたいと、ぜひ思っていますし、前回の答弁では入れられるというふうにおっしゃっているんですけど、その点どのようにお考えでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。予算の方の計上をということですが、今回の防波堤の下部隙間の方をふさいだ後は漁港内の白地への砂の流入はなくなるものと考えております。河川の河口については現状確認をしておりますが、閉塞はしていない状況ではございませんので、もし閉塞をして臭いとか、そういう悪臭が発生するのであれば毎年度、台風とかそういう後の重機使用料として数十万円を計上しておりますので、そういう時はしっかりと対応したいというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

ぜひですね、対応していただきたいと、前回もですね、やはり水質悪化のときに対応されるという話だったんですけど、何度も言うように、今回の土砂という部分の蓄積についてはやはりその河川の部分の引き込み作業といいますか、抜け作業も影響しているんじやないかというほうの意見も多々出ております。何よりも9月の時点で被害を確認しているという話であれば、もう1年以上経っているわけですね、今回台風が少なかったから状況的に船の上げ下げという作業が少なかったというのが現状的にありますが、やはりこれが多い時点であれば、観光業の一番先端の場所ですので、ぜひこれ早急に今回の計上はもちろん、対応はしていただくのと同時に、今後、河川と港内の浚渫管理を年間を通して計上していただきたいと思いますので、これ引き続きまたお願ひしたいと思って、私の質問終わらせていただきます。

○ 玉城保弘議長

これで、2番国吉栄治議員の一般質問を終わります。

次に、3番新垣一史議員の発言を許します。

○ 3番 新垣一史議員

おはようございます。早速ですが、通告書に基づいて一般質問をはじめさせていただきます。まず新型コロナウィルス感染症対策について伺いたいと思います。6月定例議会で

も答弁がありましたが、村の方のガイドライができあがっていますが、感染症対策ガイドライにおいて村内感染者確認時の欄のほうに「感染状況に応じて決定」という文言がいくつかみられるんですが、具体的に何名感染者が確認されたらどのような対応を取るというふうな明確な数字と具体的な案があるか伺います。

○ 座間味秀勝村長

お答えします。渡嘉敷村新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインにおいて船舶の運航態勢など各施設の取り組みについて感染者数の具体的基準というものは設定はしておりません。感染者が多数でたことで感染の蔓延期といったレベルになり、唯一の医療機関である診療所が逼迫するというようなことが起こるかもしれませんので、このときには基本的には保健所の指示を仰ぎながら、船舶の減便運航であったり、最大限、感染防止対策を行っていくということになります。そのときの状況によるということです。誰が感染したか、どこで感染したかといったことも、ひとつの判断材料となるというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

診療所のキャパ、受け入れをみながら、保健所の指示を仰ぎながらということなんですが、村独自のガイドライというかたちを取るのであれば人数等を決めておかないとそのときになって問い合わせをするとか、判断を仰ぐというふうになると後手後手にまわるのかなと思いますが、そのへんに関してはどう思いますが。

○ 座間味秀勝村長

例えば、1人のときは2人のときはという話ではなくて、先ほど保健所という話をしましたけれども、やっぱり濃厚接触者がどういう状況で広がっているのかとか、そういうことも含めての対応になるのかなと思っておりますので、そこは状況に応じた対応が必要かなというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

ではあくまでも、その対応で、後手をふんで感染者が増えることはないというふうな見解でよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

もちろん、感染者を増やさないように対策をすることありますので、必ずしも人数が何名のときどうするというふうに決めたら、それが感染がそこでストップすることに繋がるかというと、そうではないと考えます。あくまでも感染状況、感染拡大の経緯等について調査をしたうえで、どういう対策を取るかということになるかと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

先ほど、最初の回答にあったように診療所の受け入れとかを考えるのであれば、例えば、じゃあ今、診療所が何名感染者が出たらどのようになるという確認を取って対策を決めるとかは可能だと思うんですが、なぜ、このような質問をするかということ、このガイドライ

を見た人たちの中で、結局、県のガイドライに基づいてとかそういうのが多くて、村独自の判断というのが漠然とした感じに見られるということで、私も実際、そう思つてしまつたんですが、結局、沖縄本島と離島の環境の違いとか、そいつたものを含めたガイドライ策定というのが必要だと思うんですが。

次の質問にもかかってくるんでガイドライの質問が3つほどあるので、そのまま次に移っていきたいんですが、このガイドライの中で、先ほど濃厚接触者が疑われる場合、例えば役場、庁舎内でた場合は、濃厚接触者の有無の確認、児童福祉施設で出た場合には対象者を最低2週間以上の登園、出勤停止とするというふうな標記がされているんですが、検査実施に対して明記されていないんですが、濃厚接触が疑われる場合は検査が必要になると思うんですが、それにその必要性について伺いたいんですが。

○ 金城満総務課長

お答えします。感染症疑いの濃厚接触者が出た場合は、先ほど村長が答弁しましたけど、あくまでも保健所が主体となります。保健所が指示を仰ぎながらどういう態勢が取れるかもちろん保健所の指示があればPCR検査、こちらを診療所でやることになります。検体等を取って、それが判断が出るまでに今2日間かかるというふうになっておりますので、その間の対応が大事だと思いますので、あくまでも保健所の指示に従って私たちは動いていくというのが主体となります。

○ 3番 新垣一史議員

先ほどの回答と同じように、例えば小中学校で感染者が出た、濃厚接触の疑いがあるとかというのがわかつても保健所の指示を仰いでからしか動かないということですか。

○ 金城満総務課長

もちろん各施設、職場、学校も含めて庁舎もそう職員もそうなんですが、常に健康管理態勢は取っておりますので、そこでそういう感染者が出た濃厚接触者がでたというときは保健所の指示も仰ぎますけれども、私たちとしても誰が濃厚接触者というのは当然ながらこれは調べて対応するということになりますけれども、ただそれを即検査というのに対してはやはり保健所が、じゃあこの方は濃厚接触者だから検査をしてくださいという指示の元にやるというかたちになります。但し、もちろん職場によって先ほど言いましたけれども何もしてないわけではありません。ちゃんと健康観察、濃厚接触者のリストというのはちゃんと把握して、それを保健所と情報を共有するというふうなかたちで進めていくことになります。

○ 3番 新垣一史議員

この間、県の緊急警戒レベルが取り下げられて、その後も下がっているんですが、警戒レベルが上がっていたときによく報道されていたのが、無症状の方が多くなっている、若い人の感染が広がっているということだったので、日頃の健康管理、観察だけではわからない部分があると思うんです。そういう状況でも、村独自にこれは直ぐに濃厚接触者と思

わられる方は検査を行った方がいいとか、そういう判断はできないということですか。

○ 金城満総務課長

できないではないんですが、常日頃から健康観察、今新しい生活様式の中でお願いしております。職場でも家庭でもお願いしておりますので、その中で体調が悪く熱が出ましたとか咳がありますとかという方は、しっかりとそこを連絡先がありますので、診療所も含めて連絡していただいて、しっかりと個々の健康はしっかりと把握していただいて、その中で先ほど無症状というお話がありましたけれども、無症状というのはやっぱり濃厚接触者、要するに感染者が出て関係性があるから無症状という方もいるというようななかたちで理解しておりますので、そういう方についても何かあれば、例えば無症状だったけど症状が出来たとかあれば、それはもうご自分でわかると思いますので、そこはしっかりと相談をしていただいて保健所をとおして、無症状ですので陽性で無症状という方については当然ピックアップされますので、その対応についてはまた保健所をとおして、その方々を自宅待機、隔離するのか、それとも医療機関に送るのか、そういうものを連携して村としては対応していきたいというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

職内とか、例えば役場庁舎内だったりとか、学校、幼稚園、保育所だと濃厚接触かどうかという確認、本村のような小さいキャパだと、いくら距離を取っているといつてもどうしても濃厚接触に近い接触が多くなると思うんですね、その中で島の検査態勢もうちょっと伺いたいんですが、診療所の検査態勢 1 日にどれだけの検査が行えるとかですね、結局検査を受けてから結果ができるまでにも数日時間がかかるてしまうという中で、例えば幼稚園ででたときには児童、職員を一斉に検査をするとか、そういったことを決めておくとかは必要性はないのかどうかというのを伺いたいんですけど。

○ 金城満総務課長

職場については、今言った陽性感染者がでた職場の同僚なり、あるいは学校なら職員なり、児童生徒なり、あると思いますけど、それについては各職場で、またそのあたりのガイドライン、でた場合はどうするというのは、しっかりともってて対応するというかたちになると思いますけれども、それを直ぐ検査にというのは、やはりそこをやっぱり我々が、じゃあでたから直ぐ診療所連れて行って、検査させるという仕組みではございません。それもやっぱり保健所をとおして、やっぱり何名か何十名かなんるか知れませんけれども、それも含めて指示を仰ぎながら対応するというかたちになっております。

あと診療所の今検査態勢については、何十件もできるものではないというふうに伺っておりますので、キャパといいますか、それは数に限りがありますので、じゃあ何十名、何百名と仮いでた場合には、その検査態勢もどうするかについても、やっぱり保健所の指示を仰ぎながら対応していくというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

保健所指示を仰ぎながらという回答しか、今、得られていないんですけれども、ガイドラインに明記されていなくてもいいんですが、行政の方で管理ができる庁舎、要するに職員あと学校機関等の明記されていなくてもいいんですが、こういう場合にはやっぱり検査を受けた方がいいとか、そういう人数の、大まかな人数の指針といいますか、それを一応保健所の指示は仰ぐのかもしれませんが、その前にもしここった場合に、直ぐ対応できるような目安状況に応じてという言葉ではなくて、一応の目安の人数とか、そういったものは決めてた方が、村内への蔓延を防ぐためにも必要なのかなと思うので、少し検討していただきたいと思います。

次の質問3番目ですね、ガイドラインのほうにも載っていないんですが、福祉センター入居者が2名いらっしゃると思いますが、センター職員に感染者、濃厚接触者、職員に感染者がでてしまうと、おそらく職員はおそらく濃厚接触者の疑いがあるというふうな判断になってしまふと思うんですが、入居者の面倒が見れなくなる。そういう状況が心配される中で入居者の対応、例えば家族に一時引き取ってもらうのか、それとも本島の施設等にお願いして一時預かってもらうのか、そういったことは検討されているのか、伺います。

○ 座間味秀勝村長

通告されたご質問が感染者あるいは濃厚接触者がでた場合の入居者への対応ということなんですが、これについては村のガイドラインについては、まず村が管理する施設等を示しております。福祉センターは村の社会福祉協議会が管理をしておりますので、協議会に確認をしましたところ、厚生労働省が2月18日に発出した社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応についてという指針がでています。これに基づき対応していくことになるというふうに伺っております。また村の社会福祉、独自のガイドラインについては、村のガイドラインに準じながら案を策定中ということを聞いております。

○ 3番 新垣一史議員

村社協の管理なので、村の方では今は、でた場合の入居者への対応というのは、先ほど回答された国の社会福祉施設の利用者等に基づいたのを基準に考えるということですかね。社協の方はガイドラインを検討中ということだったんですけど、社協の方のガイドラインはまだできていないということですか。

○ 新垣聰民生課長

先ほど村長から答弁ありましたとおり、社協は先ほど厚生労働省の指針に基づいて、現在は行動しているということで、案はできているんですよ。利用者または職員を及びその家族等の陽性の疑いの者がでた場合は、保健所の指示を仰ぎながら診療所で対応する。とか細かいことはいくつかあげられているんですけど、これはまだ案の状態なので、たたき台として今作っていて、これをまとめてこれから公表していくというふうに伺っております。

○ 3番 新垣一史議員

では、でた場合の入居者の対応は、まだはっきり決定したということわけではないということだと思うんですが、これはいつ感染ができるかわからない状態ですので、高齢の方が入居されていますので、何かあってからというのは遅いので、社会福祉協議会と協力しながら、そういったところ早めの対応ですね、対策を検討していただいて、直ぐに動けるようにしていただきたいと思います。

次、4番目、P C R検査の結果ができるまでの間と結果が陽性だった場合の対応について伺いたいと思います。陽性だった場合は臨時議会で予算化された搬送車も届いていますし、具体的にどのような対応をするというのは決まっているかと思うんですが、結果ができるまでに数日かかる間、その間、結果を待っている方たちは自宅で待機するのか、その人の健康状態にもよると思うんですが、もし既にある程度の症状がでてて、急な症状の悪化が懸念される場合等、村の方で場所を確保してそこで待機してもらうのかとか、そういったことは決まっているんでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の感染疑いがあり、診療所において検体採取P C R検査結果ができるまでの約2日間とみております。これはまず村民については自宅で待機をしていただく、そして観光客等については、その宿泊施設等においてガイドラインに基づいて待機をお願いしますということになります。結果が陽性だった場合の対応ということについてですが、先ほど議員からもありましたが、専用の患者搬送用の車輌というものを調達をしております。これに乗ったままフェリーで沖縄本島の医療機関に搬送するという手はずになっております。但し、重症化した場合、重症化患者等の場合については、ヘリでの搬送等を想定しているということあります。また悪天候等により海上しけ等で船舶及びヘリの搬送が不可能となった場合については隔離といいましょうか、待機する場所として、今、沖縄県が所有している宇渡嘉敷311番地の看護師住宅、そこを利用させていただくということで沖縄県の方と、今調整を図っているというところであります。

○ 3番 新垣一史議員

天候悪化等でフェリー船の搬送ができない場合、重傷者がでた場合は看護師住宅の方を使うということなんですが、クラスター感染のような一気に感染が広まって複数の重症患者がでた場合に搬送用の車で、もし一気に運べないとか、そういった自宅の方でみれない場合、そういったときにも看護師住宅を使うということは可能なんでしょうか。

○ 金城満総務課長

感染症ですので、当然クラスターができるというのも想定されますけれども、現段階において隔離場所については、先ほど村長がおっしゃいましたけど基本的には家族単位、家族内で感染した場合は、家族の中でも接触しない部屋を隔離していただいて、自宅で待機し

ていただくというふうなことを想定しております。それから観光客と渡嘉敷村にみえられた方については、宿泊施設にお泊まりになっていると思いますので、そこを協力を得ながらガイドラインにのって、そこに待機をしていただくということで想定をしております。ですので、これから他に今、看護師住宅、県と調整をしておりますけれども、他に想定される待機場所があるのかというのにつきましては、またこれから少し検討を重ねて、その場所があるかについては検討を重ねて、そういう人数が増えた場合、クラスターが発生した場合隔離ができる施設については、これから検討することになっております。

○ 3番 新垣一史議員

今、他の施設の検討も視野に入れているとのことなんですが、例えば、検査結果が出るまで自宅療養ということなんですが、2日間なので大丈夫かと思うんですが、一人暮らし特にご高齢の方とかは自宅待機というのは厳しかったりするのかなと思うんですが、その場合は柔軟に対応できるということでよろしいですか。

○ 金城満総務課長

はい、もちろん、一人暮らし等、要援護者とか、そういう方々がコロナウイルスに感染し隔離する場合には、いろいろ手だてをこちらの方として対策をして、その人たちが要するに病状が悪化しないように、あるいは見守るかたちでしないといけないというふうに思っておりますので、そこはしっかり村といたしましても見守りながら、この隔離場所をどこにするか、あるいは先ほど言った看護師住宅、そこも可能だと思います。あるいは自宅で役場の職員なりがちょっとめんどうを見ながら、もちろん、接触はできませんけれども、それなりの対策をして、見守りながら状況を見守るようでしたら、自宅で待機してもらうというケースもでてくるかというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

職員による見守り等も検討して柔軟にできそうなので、そのへん感染者が増えないよう、そして疑われている人たちが困らないよう対応を十分やっていただきたいと思います。

5番目に、感染症対策地方創世交付金の新規事業提案募集について伺いたいと思います。私はホームページの方でこちら見たんですが、どのように募集して何名の提案者、何件の提案があったのか伺いたいと思います。

○ 金城満総務課長

お答えします。新型コロナウイルス感染症地方創世臨時交付金を活用した事業提案募集につきましては、ホームページの方で村民からの事業提案募集ということで、8月20日から31日までの間、募集提案をしております。また提案をして直接、村の窓口、庁舎を訪問しまして相談した方もいらっしゃいました。その中で個人からの提案ということは、お二人ほどいらっしゃいました。件数にすれば3件あります。

○ 3番 新垣一史議員

周知はホームページのみということなんですが、20日から31日わずか10日で期間も短い

と思ひますし2名、3件、もう少し周知をしていたら村民の周知が行き届いていれば、もう少し提案者もいて件数も増えたのかなと思うんですが、その点についてどう思われますか。

○ 座間味秀勝村長

ちょっと確認をさせていただきたいと思います。ちょっとお待ち下さい。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

先ほど総務課長からの答弁ではホームページでの告知とありましたけれども、私、記憶しております。その時にですね、村内の掲示板にも貼り出すようにということを指示をしております。ホームページで告知している期間と同様に村内の掲示板への貼り出しも行っているということでございます。

○ 3番 新垣一史議員

じゃあ訂正して、ホームページと掲示板での告知ということなんですが、やっぱり期間が短いのかなと思って、交付金で村の行った事業としてマスクをつかい、マスク、消毒液の配布、渡航自粛協力金、あと事業者支援協力金事業、あれもこちらで行った事業として起債もされていましたけど、これくらい前から利用できる交付金であれば、もう少し前に提案募集しても良かったのかなと思うんですけど、8月後半の10日間しか提案募集をしなかったというのはどういった理由でしょうか。

○ 座間味秀勝村長

一般への提案募集ということについては、議員ご指摘のとおり先の答弁もしましたけれども、8月20日からというふうになっておりますが、私が6月3日に各課長宛、全課共通で発出した指示書がございます。これにおいては、第1回の地方創生臨時交付金、これを基に算出すると、村への交付額は、その時の見込みで3千800万円ぐらいかなと、実際は5千400万円でしたけど、これぐらいかなと予想されると前置きした上で、感染防止の取り組みを進めつつ、事業活動を本格的に再開していく必要があるが、完全な日常を取り戻すにはかなりの時間がかかる状況になっているというふうに考えていると。こうした状況で引き続き事業者の方や雇用をしっかりと守り抜くとともに、感染の第2波のおそれと備えておかないとけないという考え方で対策を考えていく必要があるというふうにしております。これについては補正予算の内容を確認し、各課における今後の取組検討に着手してくださいますようお願いしますと。要するにこの第2次の交付金を含めた対策を考えるようになりますようお願いしますと。この時に、なお、検討にあたっては、関係する事業者や村民の意見を反映できるようヒヤリング等を行うようお願いしますと、いうふうにも併せて周知を指示しております。

これに伴って、小口は20日からだったかもしれませんけれども、それ以前に商工会でやっている事業者の皆さんからのヒヤリングということは取り組んできております。そのことは付け加えて説明させていただきます。

○ 3番 新垣一史議員

6月3日に村長のほうから各課長に話をして、事業者さん商工会等への聞き取りは行っていたということなんですが、全村対象になりましたよね、それが6月3日の時点では、そうしなかったという理由というのは、事業所とか、そこを重点的にというのはわかるんですが、その時点でも村民にいいアイディアを持っている人はいたかもしれないで、結果論ですけど、もう少し早くというのは、いろいろなアイディア、これからコロナの対策というのは、いろいろな方法、必要性があるものを、いいアイディアを持っている人がいるかと思うんです。なので、村民が自由に使える、自由に使えると言ったら語弊があるかもしれないんですけど、村民の意見でつかえるような交付金等、これからまた何か出てくるようなことがあれば、早めに提案を募集して、広いアイディアをひろって、コロナ対策繋げていただきたいと思います。時間がないので、2番目にいきたいと思います。

自然災害に対する対策について、伺いたいと思います。6月定例議会において、渡嘉敷川周辺の大雨、台風、高潮による水害について、質問しましたところ、7月に県のスタッフが来ると、あと土木建築部との行政懇談会等で要請という回答はあったんですが、定例議会から今日まで何か進展があったのか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

お答えします。6月定例会の後ということですので、まず、7月21日自治会館で開催されました先ほどの行政報告の中でもしましたけれども、令和2年度の沖縄県土木建築部と南部市町村との行政懇談会、私と議長が参加をしましたけれども、この時にも高潮対策等についての要望をしております。県は高潮に起因する浸水対策については、今後、整備予定の渡嘉敷港の静穏度向上対策により、一定の軽減効果があると考えられるとしており、その状況を踏まえ検討するというふうな回答を得ております。はい、そのように回答いたします。

○ 3番 新垣一史議員

波除堤の建設で浸水被害防げるという話ですが、6月定例にも言ったんですけど、このような状況なので、工事等もぜんぜん始まっていないですし、第2回住民説明会すらまだ開かれてないという状況で、いつになるかわからないので、やはり、それを待つのではなくて、何らかの対策をしなくてはいけないと思うんですが、この間の9号に関しては、行政の方が被害があったところには、土嚢等、ベニヤ等で、応急的ですが対処できるような準備はしていただき、幸い被害がなくて、良かったと思うんですが、浸水被害があった地区のほうのフェンスですね、危険というふうに張り紙されてますけれども、杭も鏽びて今にも崩れそうな状況があると思うんですよ、浸水被害だけでなく、そういうものの修繕

といいますか、それも含めた上で申請していって、それをさらに浸水被害防止のための、例えば壁を高くするとか、そういったことにも繋げる要請に繋げるというふうなのは可能でしょうか。

○ 座間味秀勝村長

転落防護柵のことが出ておりますけど、これについては、後ほど別の議員からもご質問がありますので、その中でも詳しくお答えをしたいと思いますが、基本的には老朽化しているものについては、更新、取り替えを求めていくということを、これまでもしてきてています。いま壁を高くするという話がありましたけれども、平成30年の9月の台風被害、あの時にかなり浸水被害等うけておりますが、その時の状況等を勘案しまして、必ずしも壁を高くすれば、浸水被害が防げるということでもないのかなと、というのは、海から上がってくる波、これを避ける効果はあるけれど、要するに雨が降ったときに内側から外に吐くのも同時に制御するということになりますので、そこは非常にバランスが難しいのかなということを考えています。先月の大雨の時にもかなりに、浸水しそうな状況がありましたけれども、そういったことを勘案すると必ずしも通称パラペットと言っていますけど、嵩上げしている5、60cm上がっている部分ですね、これをもっと上げれば有効かというと、どうもそうでもないのかなというような感じもしております。当面、住宅への浸水を塞ぐ、被害として止水板の設置といったようなことも今後検討していくきたいというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

堀を高くしただけで解決する問題ではないかも知れないです。これも一つの案だと思います。次の質問は、先ほど村長が言った大雨の話も関わってくるので、次のほうも含めて聞いておきたいんですが、気候変動によって、これまでになかったような大雨、村長がおっしゃっていた大雨、前回の定例会でもありましたが5月2日の5時間で153mm、ついこの間ですね、8月24日1時間で115.5mmの大雨がありまして、これまでに予想されなかつた災害ですね、例えば、115mmの大雨の時は、115番地のほうの後の山が今まで崩れたことがないようなところが崩れたとかありますし、いつも仕事で通るので、すごく気になっているんですが、村道阿波連線ですね、ユクンチジ三叉路のほうから戦跡碑にかけてのところは実際、既に崩れているところもありますし、道路のほう、ひび割れの部分をコールタールで補修とかはされているんですが、くぼみとかも大きくなっている気がしないでもないですし、自然災害だけでなく、我々毎日通っている人かしたら、あそこはへこんでいるから気を付けようとかわかるんですが、観光とかで訪れたレンタカー、特にバイクですね、レンタカーのことも考えられるので、こういったまとめてざっくりした質問になってしまいますが、今後、今までなかつたような災害が起きる可能性があるのですが、それについて行政としての取り組みはどういった方向性を考えているんでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。基本的に災害というのは未然に防ぐこと、これが大事だというふうに考えます。行政また地域の住民が生活する地域で、どのような自然災害のリスクがあるのかを正しく認識し、備えるということが大事かと思っています。防災マップなどの配布といったことも取り組んできておりますが、道路等公共施設については、日頃の維持管理を適正に実施し、計画的な調査を修繕等により施設を維持していくこと、災害を未然に防止することが必要だと考えております。個人の財産については基本的には個人で守るということになりますが、自然災害などによる被害など最小限に食い止めるため、行政として対応できることはしっかりと取り組み防災力を強化し、被害防止に努めるということが必要かと考えます。

先ほど言いました、この取水板の設置などもその一つにあたるのかなと思います。村内には平成31年2月に土砂災害特別警戒区域として、7箇所が指定を受けており、事前の住民説明会で指定の目的は土砂災害のおそれのある区域を周知することと説明をしております。先月末に先ほど議員からご指摘ありました民家の裏山が崩壊をしております。この区域についても土砂災害警戒区域に指定されていることから、県に相談をして、そのような対応を検討したところであります。しかし、その区域については指定区域の内側に民家が5件以上あることが、公費を投じての災害対策と、あるいは災害復旧事業というふうな条件となっているということでありましたので、私としてそのままほっておくわけにはいきませんので、男性職員にお願いしましてブルーシートの設置等といった対策を協力をしたところであります。

○ 3番 新垣一史議員

ブルーシートの対応は見てています。今は剥がれて、そのままにされていますけど、やっぱり、今日も先ほど大雨降って雷もすごかったので、何時、自然災害が来るかわからないので、今こういう時期なので、県や国に要望してもなかなか話が進まない部分もあるかもしれないですが、本当に何時起るかわからない災害に対して、ひとつの方向からじゃなくて、先ほどの波状堤を待つとかではなく、いろんな方面からアプローチをして災害に対する未然の準備を行政の方で進めていただきたいと思います。これで私の一般質問を終わりります。

○ 玉城保弘議長

これで3番新垣一史議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

4番宮平鉄哉議員の発言を許します。

○ 4番 宮平鉄哉議員

案内用看板の設置についてという事項で質問します。まず村内にある拝所に案内用の看板を設置し、観光客に対する思いやりが必要だと思いましたがとなっています。その内容、

部落内にある拝所、渡嘉敷にもあると思いますけど、阿波連にイビガナシーとかあります。村民いわく観光客から鳥居がありますが、どういう意味の拝所ですかと聞かれたそうです。そのときは村民もこんなものだろうとか知らせたのですけど、この看板をこの拝所の意味の内容を書いて、その拝所の側に立てたら観光客が納得するような感じをいただきました。これは観光というか、レンタカーそういうのになりますけど、宿泊、日帰り客とかというのはめったにないと思いますけど、宿泊している人なんかは、夕食前なんかにちょっと部落内を歩き回るんですね。そういうのを見たときに何なのかなみたいな感じがあって、そういう看板を立てるのは難しいものでもないし、そういうのがあったら、お客様に対する思いやりもあるんだなと思って出していますけど、そのことに対して質問をお願いします。

○ 新崎直昌教育長

今、宮平議員の話なんですけども、よそから来る人たちに優しくするというのは、いつの時代でも優しくするというのは大切なふうに、そういう認識はありますが、この渡嘉敷村の文化財、文化的資源、ガイドパンフレットというのを、今年の4月に完成をして、教育委員会にももちろんありますけれども、港の待合い所等、そういう所にも配布をしているというようなことを聞いております。必要なところには宿泊所等も持っていいですよというふうなことであります。かなり詳しく説明はしてありますけども、この説明板というのは村指定の史跡等についてはきちんと書いて張り出してあります。但し、拝所とか、たぶん神社とかということになるかと思いますけれども、そういうところは政教分離の原則がありますので、なかなか判断が難しいところではあるんですが、今後、今、議員がおっしゃった外から来る観光客等に対しての優しさという観点から文化財審議委員等との話を聞いて方向性を定めて、できれば、私もそういうふうに看板を掲げて島を訪れる人たちが渡嘉敷の理解をしていただくようなことであればいいかなと、そういうふうに思っています。

○ 4番 宮平鉄哉議員

今、看板を作ることに対して検討してからやるということですか、要するにこれがふさわしくというイメージはないという感じで聞こえたんですけど。

○ 新崎直昌教育長

そういうふうなことで言っているわけじゃありませんで、教育委員会はこういうふうにしてやってきて、もちろんこれが全て十分だというふうに思いませんので、例えば文化財審議委員会の人たちの話を聞いて、どこにそういうふうなことを掲げた方がいいのか、効果的なのかということを含めて、これから検討していきたいという話です。よろしいでしょうか。

○ 4番 宮平鉄哉議員

今、渡嘉敷村は観光立村ですから、その内容の中にはレンタカーとか宿泊している人た

ちが歩き回って見ているというときに、意味もわからないで見るというよりも、そういう看板をして、それを知って教える方法がいんじゃないかなと思って、やっているんですけど、教育長はそれに対しては賛成しませんか。

○ 新崎直昌教育長

お答えをいたします。基本的には賛成です。

○ 4番 宮平鉄哉議員

先ほども言いましたけど、そんなに難しいものでもないと思います。観光客のためにもぜひ進めてやってくださいね。

次に、大昔に部落内に最初に造られた井戸などがありますが、蓋をされている角材が腐れて危険な状態だなと思いました。看板や井戸のしっかりした蓋が必要だと思います。これは場所は神社の近い所あるんですけど、本当に古い井戸で人間が阿波連に住んでから、最初の水道ができるもっと前だと思います。だからこれを長老の島の人聞いても、私も知らない、私たちがわかったときには、もう井戸はあったよという感じなんですよ。それを渡嘉敷村は観光にすると思いますし、こういう古い井戸を目玉の観光の部落内を歩いているときにも、そういう井戸を見て何百年前の井戸か知らんけど、そういう感じを看板に書いて見せるのも、観光客に対する思いやりだと思います。それでいても、もっとしっかりした蓋をちゃんとやって看板を立ててやったらいいと思います。何か昔のおばあちゃんなんかというか、拌んだ後の形跡もあるし、何か大事な井戸じゃないかなと思ったから質問だしました。そういうことについても今後そういうふうな進めていくような方法で質問をお願いします。

○ 新崎直昌教育長

ただいまのご質問の件も下手すると、けがをさせるというようなことになりますので、そういうことの観点と、それから先ほど申しました、これは阿波連の集落の発祥にかかるような大事な先人たちにも大事にされてきた施設であるので、それも含めてこちらとしても対応させていただきたいとそういうふうに思っています。

○ 4番 宮平鉄哉議員

これは実現してほしいと思います。次に、先ほども新垣議員からありましたけど、村道阿波連線の改修について、ひび割れとかアスファルト段差何かがありますけど、そのことに対しても専門家の人に調査する必要があると思いますが、と書いてあります。もう何回も今まで議会でも取り上げられていますけれども、本当にひびがだんだん前よりは多くなっている感じとか、アスファルトの段差が増えているとか、そういう感じが見受けられます。いつかは、パーンと17、8年前に阿波連線が決壊したような感じを想像したら怖くて運転もしづらい感じします。これに対して、先ほどもあったんですけど、これに対しても村長、質問、ひとつお願ひします。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。これまで道路の状況ということについて、調査については平成27年に渡嘉敷村道路ストック総点検事業、この実施をして、ひび割れ、わだち、そういった道路の状況、これを確認をしております。これまでにも何度かアスファルトのひび割れの所のコールタールでしょうかね、補修剤の注入これを対応しておりますが、再度の調査を実施をして、また新たにひび割れ等があればその補修は対応をしていきたいというふうに考えております。全体的な改修ということについては、今後の事業化ということで検討していきたいというふうに思っております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

ぜひ調査をしてから専門の方に調査させて、これを実行させていただきたいと思います。現に皆さん知っているとおり、林道から降りてくる、馬車道というんですか、マラソンコースの逆の降りてきた所の下のほうなんかは、もうアスファルトのそこまでもえぐられている感じで雨水で、また17、8年前の落ちた時の感じになりかねんなと思って心配しているんですけど、早くこれを実行しないと本当にあれは下は何もないですよ。アスファルトの道路を支えている土手がなくなってきたいるんですよ。それをそのままにしていたらもう、またあれを早くしておかないともう、観光立村どころじやないですよもう。村長あっち通つたら下見てくださいよ、もうないですよ土手が、アスファルトばかり一と落ちそうな感じ、これを早く実行させてください。

○ 玉城広喜観光産業課長

はい、お答えをいたします。今、議員ご指摘の箇所につきましては、現在、委託業者とコンサルタントと契約を締結し、設計に入っているところでございます。

○ 4番 宮平鉄哉議員

そのことについては早く実行してください、それしかないです。今、車持っているにしても、もう運転、阿波連から渡嘉敷、渡嘉敷から阿波連から車運転している人なんか本当にあそこの前だったら怖くてスピード出しているから怖いんじやなくて、ゆっくりしても怖いですよ。ああいう所というのは道路が。それを早く実行させてください。お願ひします、終わりです。

○ 玉城保弘議長

これで4番宮平鉄哉議員一般質問を終わります。

午後1時30分から再開することとし、暫時休憩といたします。

再開します。

次に、5番座間味満議員の発言を許します。

○ 5番 座間味満議員

一般質問通告書のとおり一般質問したいと思います。まず最初に、村営団地の入居についてなんですが、募集及び入居基準について。募集に関しては掲示板等に貼り付けて募集していると思うんですが、それからまたホームページ等でやっていると思うんですが、ま

ず最初に、募集要項の掲示期間は何日ぐらいやっているのか、そのへんをお伺いします。

○ 金城満総務課長

ただいまの質問にお答えします。議員おっしゃるとおり募集につきましては掲示板と村のホームページに掲載して募集を行っております。募集につきましては、掲示板の募集期間というのがございまして、その都度少し期間の設定が、一定の期間を設定しているわけじゃなくてその時の状況によって募集期間を定めております。今年度2件募集しておりますけれども、期間でいいますと、受付期間が最初の1件が7月28日火曜日から、令和2年ですね、令和2年8月11日火曜日までですでの14日間になります。もう1件が8月18日火曜日から8月28日金曜日までですでの10日間というかたちで募集期間を設けております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの答弁を聞きますと1回目が14日間と、2回目が10日間ということで、個人的にホームページを立ち上げれない家庭も実際にあると思うんですが、そのへんに対しては周知をもう少し徹底できないのか、そのへん村長に伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

周知ということではありますけれども、おおよそ10日以上確保するという方向でこれまで取り扱ってきているという状況かなと思っております。これが何日が正しいかとかという話になるとそれぞれにご議論があるかと思いますけれども、これまででもそうですし、公共の掲示板、渡嘉敷の集落で役場前、渡嘉志久、そして阿波連ということではありますが、そこに貼り出して募集をするということで取り扱ってきています。10日程度ということでやっておりますので、更なる告知の方法ということであれば、どんな方法があるのかということについては少し検討する必要があるのかなと思っております。

○ 5番 座間味満議員

ただいま村長の答弁がありましたとおり、確かに告知の方法をもう少し検討する余地があるんじゃないかと思いますので、そのへんを含めてもう少し取り組んでもらいたいと思います。

それと抽選についてなんですが、これは平等に、入りたくても入れない人がいるわけですよ。私は前にも一般質問を出したことがあるんですけど、村長の答弁によると、年間通して何日以上アパートにいないと、要するに退去命令とか、そういう通知を出すというふうな答弁を以前いただいたんですけど、これは実際に今行っているのか、そのへん伺います。

○ 座間味秀勝村長

何日以上等の話は、これは入居してからの話になります。入居の募集とかという話ではないんですが、それが条例に基づいて管理していくことになっておりますので、これまでの実績があるかということについてはちょっと把握はしておりませんが、現時点できが知る限りでは、そういう退去命令を出したということはなかったのかなと思っており

ます。

○ 5番 座間味満議員

実際ですね調査すると、前にも一般質問したことあるんですが、シーズン中は居ると、オフシーズンになると実家に帰ると、本土の方なんですか。そのへん今年はコロナの関係もあったかと思うんですが、このへんですね調べてみて、実際入りたい人もいるわけですよ。そういうのもよく考慮しながらやってもらいたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

それともう1点、抽選についてなんですが、例えば1件に対して5名来たというふうになると、本当に平等で抽選やっているのか。5名集めて抽選やっているのか。それとも村長の思案でこっちは家族多いからこっち優先的に入れるのか、そのへんを聞かせて下さい。

○ 座間味秀勝村長

公営住宅、村営住宅については抽選が前提ということにはなっておりません。あくまで住宅の困窮度というものを調査し、それを選考した上で、それでも甲乙決めがたい、要するに入居者を判定しがたいというときに、最終的に抽選という手段ということになっております。

○ 5番 座間味満議員

これは決めてから抽選をやると。じゃあ抽選に漏れた方々に関してはちゃんと説明はしているのか、そのへんを聞かせて下さい。

○ 座間味秀勝村長

抽選に漏れたというか、入居に到らなかったということについての通知は出しております。

○ 5番 座間味満議員

それに対して抽選に漏れたという方々は実際にそれを理解しているのか、そのへんのご意見をお願いします。

○ 金城満総務課長

先ほど村長が答弁しましたけれども、あくまでも住宅事情に困窮しているというのが優先でございます。その中で最終的に複数4名でも5名でも出てきた場合に、最終的に困窮度が低い人たちはその選考から漏れます、まず。そして最終的に例えば2人、3名と複数の申し込みの方々が残ったという時点で最終的に抽選ということになりますけれども、これはあくまでも最終であります。それまでに一番の優先入居者を決めるときに、困窮度がどんどん要するに抽選で外されていくわけですね。その時に最後に残った人が決定ということで、この審査委員会がありますので、そこで審査委員会の協議を得て、最終的に村長が決定するという流れになっております。その中で漏れた方々に対しては通知で、こういう内容で、理由で困窮度とか他に優先すべき人がいたということの理由でしっかりと通知をしております。

ただし、その中でもやはりなぜですかということで直接庁舎に見える方がいらっしゃいますので、その方に対しては丁寧に、こういう理由で困窮度がもっと高い人がいましたと。そこで村として決定をして入居者を決定して、今回はそれで進めていきますということでお伝えをしております。

○ 5番 座間味満議員

総務課長にお伺いしますけれども、これは決定の段階で、こういう段階で決定しますという答弁なんですけど、実際漏れた方は本当に納得しているのか、ちゃんと納得させるような十分な説明ができているのか、そのへんお聞かせ下さい。

○ 金城満総務課長

それについてはですね、一人一人を電話なり、あるいは庁舎のほうに来ていただいて説明してはございませんので、この納得というのはそれがお考えになる、要するに申し込んだ人が通知が来ました、要するに今回は申し訳ないんですけど、村営住宅には入れませんという通知が来たときに、どのように思って、今回は駄目だったのか、それともおかしいな、私入るべき、今非常に困窮していると思う方がいらっしゃると思いますけれども、それに対して全員に私たちがその方々に説明しているわけじゃありませんので、そこは説明が必要であれば今後ですね、こういう観点から抽選に漏れて困窮度がもっと高い人がいましたと。諸条件の中で審査委員会で今回は残念ながら抽選から外れましたというようななかたちで説明していく方法で検討するのも一つの考え方ではないかなというふうに考えております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの答弁なんですけど、確かにそれ必要なんですけど、じゃあ抽選申し込みに来た段階で、こういうのも実際説明があったのか。要するに申し込みした段階で、こういう条件でお宅は漏れるかもしれませんよというのが普通であって、その後にこういう条件で漏れましたというような方向にもってくるというのは可能ではないでしょうか。お願いします。

○ 金城満総務課長

議員がおっしゃることは理解できるんですが、あくまでもまず申し込み時点では、そういうリスクが、外れることがありますよということは、こちらの方からは言うものではないと思っております。あくまで申し込みを、まず募集基準というのがありますので、募集資格というのがございますので、そこでまず資格審査を申し込みがきたら、紙ベースで申し込みがきたら資格審査をするわけです。最初の段階ですよ。それをして実際それが出そらった時点で、もちろん期日がありますので、期日を閉めて、申し込みを閉めて、それから審査委員会というのがありますので、そこで困窮度、住宅の困窮度とか、いろんな諸条件、扶養家族が何名いるとか、いろんな条件がありますので、そのへんを勘案して実施しております。

それから、入居募集の案内にも選考方法というのがちゃんと明記されておりますので、その中で、これ読み上げますと、「応募者が募集する村営住宅の戸数を超える場合は、住宅困窮度の高い方から選考し、それでも募集戸数が超える場合は抽選によって決定する」というふうに、ここで明示させていただいております。ですのすぐ募集段階で落ちるかもしれませんよとか、皆さん入れない、あるいは優先順位低いですよという話はするものではないというふうに考えております。

○ 5番 座間味満議員

いやそういうのは言わなくても、こういうふうになるかもしれませんよと、できませんということは申し込みきた段階では言えませんよね。こういう場合もありますよという説明は必要じゃないかと僕は聞いているんですよ。このへんに対していかがですか。

○ 座間味秀勝村長

繰り返しになりますけれども、そもそも募集要項、入居者を募集する際に貼り出す紙、これの中に入居資格というものを列記しております。そして最後のほうに、今総務課長からありましたけれども、応募者が募集する村営住宅の戸数を超える場合、選考します。選考でも決めきれない場合は抽選になりますというふうに明らかに示しておりますので、これでもって足りるのではないかというふうに考えます。

○ 5番 座間味満議員

実際に抽選になった例はありますか、お聞きします。

○ 金城満総務課長

令和2年度につきましては、2回募集しております、全て選考で困窮度の高い方から入居者を決定しております。過去に抽選があったということは認識しております。

○ 5番 座間味満議員

令和2年度に2回ということで、これからもこういう要請を見直すつもりはないわけですよね。ずっとこのように選考選考でいくという考え方ですか。

○ 座間味秀勝村長

これは村は独自に決めていることではなくて、公営住宅法に規定をされている選考の仕方ですので、これを逸脱することはできないかと思います。

○ 5番 座間味満議員

そういうことでしたらしょうがないんですけど、やっぱり村民に応募者が理解できるような説明をこれからもやっていただきたいと思いますので、そのへんをひとつよろしくお願いします。

今回の持ち時間40分ということで申し合わせのとおり、次に移りたいと思います。

2番目、一括交付金の利用計画についてなんですが、次年度の事業計画はどうなっているかということなんんですけど、去年は12月に質問したんですけど、12月といったら新年度の予算に入っていくわけなんですが、すぐ事業計画に入っていたと思うんですよ。だから

今年は9月の定例議会に上げたわけなんんですけど、これから事業計画に入って、12月の予算編成に入っていくと思いますので、それに対して金額はよろしいですので、何件事業計画やっているのか、そのへんをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。一括交付金については、平成24年度から来年度令和3年度までの10年間の事業実施期間で終了いたします。これまで観光推進事業、自動車コスト負担軽減事業、教育振興事業など継続的に実施をしてきているものもございます。入域観光客の増加等、一定の効果があったものと認識しております。令和3年度、ご質問の3年度については渡嘉敷村観光総合推進事業は今年度から取り組んでいる渡嘉敷村低炭素な村づくり推進事業、これは防犯灯のLED化でございます。これらを含めて10事業を令和3年度に計画をしております。

新規事業については、現在具体的な事業計画は上がっておりませんが、コロナ禍に対応した事業計画の可能性を模索し、事業の立案に向けて検討していきたいと考えております。

○ 5番 座間味満議員

去年の計画に対して、今年の達成度は何パーセントぐらいしているのか、一括交付金について、何パーセントぐらいしているのか、そのへんお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

ご質問については、令和2年度は今年度です。前年度といいますと平成31年度、令和元年になります。その事業実施率ということでおよろしいでしょうか。それであれば今手元に資料がございませんので準備をしてお答えするということにしたいと思います。

○ 5番 座間味満議員

じゃあですね、私の方から要望がありますけど、村長、検討しますは言わないで下さい。できるかできないかで返答お願いします。美月橋の災害道路、人道橋と里からの避難道路をセットした工事、これは3回目なんんですけど、村長は検討します検討しますということですから、もう来年度になります。おそらく予算的には単費でやるとしたら絶対できませんよ。河川に対してだったら橋梁、人道橋に関しては県はおそらくやってくれないと思います。これに対して災害道路を含めての一括交付金の利用だったら僕は早くできるんじゃないかなと思いますので、そのへんに関して、検討しますじゃなくて、やるのかやらないのか、そのへんをお聞かせください。

○ 座間味秀勝村長

現時点で令和3年度の事業枠、一括交付金の配分枠の中で美月橋を実施できるかというと、これはもうできる見通しはございませんので、現時点での実施は予定しておりません。

○ 5番 座間味満議員

検討しますということは、どのような考え方で検討しますと答えたのか。できそうで検討しますなのか、最初からじゃあできなかつたらできないで返答した方がよかったんじゃな

いですか。その方がまだ、村民からもよく言われますよ、こっちに橋が必要だと。もうこっちも答えようがないですよ、検討しますということですから、やってくれるんじゃないかなというふうにしか僕は説明はしていませんけど、これはもうできないということで返答していいわけですね、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

未来永劫やらないということではございません。令和3年度一括交付金事業ではできないということでございます。

○ 5番 座間味満議員

それ以降に関してはやるということですか、見通しは明るいということですか。

○ 座間味秀勝村長

現時点で見通しがあればやりますよという答弁はできると思います。要するに財政的なこと、これが一番大きなネックになりますので、その見通しが立たない限りはやりますという返答はできないというふうに考えております。

○ 5番 座間味満議員

予算がないからどうのこうのという問題ではないと思います。予算は村長が探してこないなどどうしますか。単費で单年度でできなくとも3ヵ年計画でやるのか、そのへんも加味してぜひやってもらいたいと思います。

もう一つ、もう1点は私からの希望なんですが、公民館が老朽化していますよね。そして今年一括交付金で消防車1台購入していますよね。これを公民館の今はもう箱物が不調に終わっていますけど、おそらく箱物もおちる時代になってくると思います。それに対して下は消防車庫で、上は防災避難センターみたいな感じで建築できないのか、そのへんも県との調整が必要だと思いますけれど、いかがでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

議員おっしゃるように公民館、昭和53年築ですからもう40年超えております。柱のほうは爆裂をしている部分もあります。早急な建て替えが必要だと思っております。確か今年ではないかな、昨年の12月でしたか、新垣一史議員のご質問にお答えしたような記憶がございますが、もっと以前だったかもしれません、この建て替えについて様々な角度から検討する必要があるということで、その検討会議を立ち上げいくと、検討会を進めていくというようなご返事を申し上げたんですが、その後、コロナで全くそういうことが進んでいないという状況が現在ございます。

ただ、ご指摘のように、次に建て替えるときは今の機能をそのままではなくて、様々な機能を付加して、負担の軽減、その後の維持費の負担軽減にもつながるようなそういう施設にしていくべきであろうというふうに考えております。

このことについては昨日、行政報告で先ほど申し上げましたとおり、昨日、地域離島課の方から次期離島振興計画に係るヒヤリングを受けた際に、そういったことの整備も含め

て、離島として総合的に経費負担を減らしながら利用が有効な建物をつくっていくといったときの財源ということについての支援もお願いしたいということも要望しております。

○ 5番 座間味満議員

確かに厳しいということですけど、前向きに考えてですね、公民館は教育委員会管轄だったんですけど、それを総務課が防災センターみたいな感じでやるという計画で、ぜひ、進めてもらいたいと思います。

私の質問は最後の質間に移りたいと思います。先ほど他の議員からも話があったとおり、河川のフェンス、転落防止についてなんんですけど、美月橋から西側、ただロープで危険というあれが張ってあるんですが、確かにあそこは子どもたちが登ってあそこで魚釣りをしているわけです。実際満潮時期になって落ちた場合に下まで流されますよ。これは危険ですからと言っても、行政としては執行部としては早めに措置するのが当たり前であって、そのへん観光産業課長に聞きますけれど、これ県との調整はできていますか。

○ 玉城広喜観光産業課長

議員の質問にお答えします。河川の転落防止柵の腐蝕については、これまで何度も県へ報告をし、早急な対策を要望してまいりました。先月の末、これは県南部土木事務所の維持管理班が担当しておりますが、予算の確保ができたという連絡がありました。近々に来週辺り、近いうちに、今日の朝も実は連絡をしています。近々に現場視察をして、改修工事になるんですが、どういう改修工法がよいのか現場視察した後に協議をして、年度内には完了させる予定ということで報告を得ております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまのご答弁すばらしいですね。12月いっぱい、ぜひできるように。事故が起きてからでは遅いですから、ぜひ12月いっぱいに執行して完成できるように願っていますので、ひとつ頑張っていただきたいと思います。これで私の一般質問を終わりたいと思います。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで5番座間味満議員の一般質問を終わります。

次に、6番當山清彦議員の発言を許します。

○ 6番 當山清彦議員

皆さんこんにちは。冒頭議長からありましたように新型コロナウイルス感染症の対策として一般質問の時間が短縮しております。明確なご答弁していただけるようお願い申し上げます。それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。

まず、新型コロナウイルス対策について、経済対策について伺います。1番、渡嘉敷村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の不正受給の有無について伺いたいと思いますが、これについては先月、決算審査の際にその資料も拝見して申請書の方を見せていただいて、その中で何点かおかしいんじゃないかということで当局に投げかけておりましたが、

決算審査中に何ら回答がなかったということで今回一般質問に上げております。お願いします。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問にお答えいたします。本事業については渡嘉敷村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金という名目で交付要綱を作成して交付しております。交付要件を確認をし、最後は誓約書を徴集し、後に虚偽や不正があった場合は協力金を返還するというものを誓約をしていただいた上で支給しております。現時点において不正はなかったものと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

今、国や県から様々な給付金が出ている中で不正時給というものが相次いでいるわけでございます。また国とかでいえば逮捕者も出ているような状況で今回伺っているんですが、私が受給資格者としておかしいなと思った方がお二人おりました。一人は決算審査中に解決いたしました。もうお一方について、たいへん疑問に残ったので今回伺っているのですが…、休憩いいですか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

決算審査中に確かに担当課長がお休みだったと思います。その中で職員の方何人ともヒヤリングをしているので、どのような段階で止まっているかわかりませんが、お二人いました。その中でお一人に関してはちょっと不正受給に当たるのではないかということがありましたので、その件に関して答弁お願いします。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。この事業について、私たちの仕事は法律に準じて行っておりますが、この協力金については、要綱を基に支給をしております。要項の中で対象要件等をもって、それをクリアした事業者に給付金を支給しているわけですが、その事務の中ではかられない部分があったとしたらもちろんですが、この誓約書にも記載しておりますが、給付した後にそういう不正がもし発覚があった場合、即返還するようなことになるかというふうに考えております。しかし、現時点では不正があったという確認はできておりません。

○ 6番 當山清彦議員

この協力金の趣旨の中で、令和2年4月25日から5月31日の期間で休業等、感染拡大の対策をとった方ということになっております。私が指摘しているのは、その方は4月からは働かれている、勤められている方です。昨年度までは個人事業主として申告されていたかもしれません、今回の協力金の対象条件には当たらないというふうに指摘しておきま

すので、その旨ちゃんと調べていただいて報告いただけたらと思っております。

次の質間に移ります。村商工会から要請のあった中小規模事業者への支援ということで、船が減便したことによる売上減少に関するこだと思っております。通告のとおり現状を伺えたらと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。午前中の答弁の中でも少し触れましたけれども、第2次分の臨時交付金を活用しての支援ということを考えておりまして、まだ決定はしておりませんが、事業者への支援については商工会及び観光協会よりその要望が届いておりますので、しっかり支援したいと考えております。

臨時交付金2次分の内訳がまだ現時点においては確定しておりませんので、給付の時期や金額等については答弁を差し控えさせていただきます。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。村商工会からは法人30万円、個人事業主15万円ということで、今15万円の村独自の支援の中でいえば、午前中、国吉議員の質問の中であったように71件ということで、それをベースに考えていただけたらいいと思いますので、ただ、一番スピード感が重要だと思っておりますので、予算がわかり次第しっかりと交付していただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

次、3番、公共交通機関への支援についてお伺いします。国、県においても支援策がまとまっていない公共交通機関への支援なんですが、以前バス会社とタクシー会社に10万円給付したと思うが、バス会社さんとタクシー会社では規模が違いすぎると思うんです。その中でバス会社からも村へ確かに要望が出ていると思いますが、現状で構いませんのでこの公共交通機関への支援について伺います。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問にお答えいたします。地域の公共機関であるバス及びタクシー事業者には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援として、8月6日の臨時議会でしたかね、そこに予算を計上しております。それは可決していただいております。これにより燃料費の助成を実施するということとなっております。

○ 玉城広喜観光産業課長

事業規模が違うよという議員のご指摘なんですが、それも村としても理解はできるところではあるんですが、まずは今、他の事業者も含めて今コロナ禍で非常に売り上げが激減して厳しい状態でございますので、公共交通機関、確かに大事なことだと思っております。しかしながら格差といいますか、バス会社は大きいから倍にしようとか、そういう考えについては現状においては私たちはそういう検討はしておりませんので、あくまでも一律に必要経費である燃料の月10万円、年間120万円、両事業者で240万円を助成しようという考え方でこの事業は進めております。

○ 6番 當山清彦議員

公共交通に関する支援というのが国でまとまっているわけですよ、まだ。自治体独自で様々な支援をされているわけですね。その中でうちの支援がまだ薄すぎるということで、公共交通機関ですから、休業を今回したらしいですけれど、休業できないじゃないですか、それで休業補償をもらうということよりは、公共交通機関をしっかりと守るという観点からですね、今規模の話になりましたけれども、どう考えても個人事業主、今たぶんお一人でやられていると思いますタクシーは、10万円ですよね。バス会社さんは何人も雇われているじゃないですか、バスも何台もあるじゃないですか。これは村の公共交通機関として認められていますよね。地域公共交通会議も開くべきですよ、開いてこの政策をまとめるべきだと思っております。見解を伺います。

○ 玉城広喜観光産業課長

議員のおっしゃることはよく分かるんですが、なにせ交付金というのは上限額がございますので、そこに鑑みると、公共交通機関は確かに村民の足として非常に重要だし大事であります。ただし、他の事業者も含めて、村民も含めてこのコロナ感染拡大対策というものは十分にやっていかないといけないというふうに思っておりますので、そこの追加分、あるいは村独自で公共交通機関に助成するかについては、十分な検討が必要になるというふうに思っております。

○ 6番 當山清彦議員

検討が必要なんですけれども、今検討してたんではもう遅いんですよ。バス会社さん潰れますよ。バス会社から支援の要望はありますよね。人件費だけでも毎月60万円、70万円かかっているんですよ。公共交通止めるわけにもいかないじゃないですか。休業補償をもらうために休業したとは聞いていますけど、本来であればちゃんと公共交通機関として自治体が守ってあげるべきだと私は思っております。地域公共交通会議の開催も含めて今どのようななかたちで対応をとっていくのか、これもスピード感が大事です。答弁お願いします。

○ 玉城広喜観光産業課長

地域公共交通会議というのがありますけれども、こちらの会議につきましては外部の人たちも入れて通常やっておりますので、この交付金につきましては、さっき議員がおっしゃったとおり9月の末には県を経由して国に交付申請を出さないといけないという期間が迫っております。これから会議を開いて、じゃあ公共交通機関に対してどうするかというのは非常にタイトなスケジュールであって、ちょっと事務的に私の考えでは厳しいのかなというふうに考えておりますので、ただし、今後ですね、2次補正が9月末で終えますけれども、次またそういう国の交付金なり、3次補正なりそういうものがありましたら、そこでまたしっかり検討して支援をしていくということも視野に入れて、考えるものではないかなと思っておりますし、なにせ今時間がない中で、何を優先してどの事業をというの

をちょうど取りまとめる時期でありますので、そのへんについてご理解をいただきたいなというふうに思っております。

○ 6番 當山清彦議員

地域公共交通会議はただ筋の話をしただけです。であればバス会社、タクシー会社、村、三者で協議したらいいんですよ。冬場の運行も迷っていますよ。借り入れもしています。借り入れなんかは漁業者と一緒にですよ。無担保だったりセーフティネットだったり、そういうのは出ているんですよ。ただ独自の支援がなくて、全国の公共交通機関が困っているんですよ。それを各自治体に任せて地方創生の臨時交付金があるわけじゃないですか。私も国会議員とも相談して話をしたら、これでどうにかしてくれとしか言われないんですよ。国もそれで止まっているんですよ。だからこそ自治体でしっかり補償してあげるべきじゃないですか。これを2次、3次、4次、予算措置を待っていて潰れたらどうするんですか、というのを伺っています。

○ 座間味秀勝村長

地域公共交通を守るという観点というお話かと思っております。地域公共交通、そもそも例えれば住民の利用というものもありますというのが地域公共交通の最大のポイントかなと思います。地域公共交通を守っていくという観点でいうと、そもそも新型コロナウィルスの影響により収益が減少したために、地域の方々の利用だけでは当初から運営はできなかつたということになるのかなと、元を正せばですね、考え方として。その場合であればじやあどれぐらいの減少があるのかといったことについても精査をしていく必要があるというふうになってきますので、益々スピード感をもった対応というのは難しくなるのかなと思いますけれども、そこはこの事業者ともよく協議をして検討してやっていく必要があると考えております。議員ご指摘のとおり公共交通会議にするのか三者会議にするのか、このへんは早めの対応を取っていきたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。スピード感が大事だと思っております。冬場の運行も迷ってらっしゃいますし借り入れもされています。止まつたら大変なことになりますので、しっかり守っていただいて、企業も守っていただいて、しっかりとご検討をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次の質間に移ります。観光協会についてお伺いしますが、設立から1年以上経過した現在、未だ総会を開催できていないということで、決算審査においても事業評価すら見られない中での決算審査で、担当の方とお話しするだけという状況でした。そこで一括してお伺いいたします。

1番、観光協会の事業計画について。次、各事業の執行率、これが前年度分です。あと状況を踏まえた上での当局としての事業評価。そして令和2年度の案の段階で理事の方から見せていただいたんですが、まだ総会もできていない中で予算が704万円の増となって

いるということも伺っております。そして5番、組織の抜本的な見直しが必要であると思っております。以上、一括してお伺いいたします。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。まず、事業計画についてということです。これは平成31年度、去年度の観光協会の事業計画を問われていると思っております。これについては観光客対応窓口運営事業、そして観光客誘客事業、そして観光情報配信事業、修学旅行受入事業、着地型商品開発事業の他に村のイベントへの協力というようなことが今の中内容になっておりました。村が交付した補助金は545万円ということでございます。これは実績ベースでございます。

そして、各事業の執行率ということでございますけれども、観光協会の各事業の執行状況としては、窓口、観光客対応窓口運営事業ということについては、通年で開設をして対応しているということでございます。また、誘客事業については、北海道旅行博の他トラベラーズフェス in Fukuokaへの出展で誘客促進を行っております。

そして、観光情報配信事業については、観光協会内でホームページを作成するということでございますが、これはまだ作成に至っておりません。

そして、修学旅行事業については、沖縄修学旅行フェア2019東京及び大阪、この2カ所へ出展をして修学旅行の誘致を行っております。

また、着地型商品開発事業では、島内陸域でのガイドによる沖縄離島体験交流促進事業での体験学習プログラムに組み込むなど着地型商品の開発を行っております。

その他に村内イベントということにつきましては、昨年度、祭りやマラソンへの参加協力ということあります。

事業評価についてお尋ねですが、事業評価として、個別具体的な評価をまだできておりませんが、当初の予算より規模を縮小したというふうになっておりますが、概ね予算規模でいうと6割程度の実施がされたのかなというふうに考えております。

今年度の予算措置というお話です。前年度より704万円増ということでございますが、前年度は村単独の運営補助金のみの交付で、今年度について令和2年度についてはこれにプラスして一括交付金での事業を計上させてもらっておりますので、前年度よりは大きい金額となっております。中身については、観光振興事業ということに一括交付金事業880万円の事業計画となっております。

5番目、組織の抜本的な見直しということがございました。昨年4月に設立しまして1年半というところでございます。先ほどご指摘がありましたが、総会の開催がずっと遅れてきているといったことがあります。総会については書面決議ということで既に発送しておりますので、今進行中ですが、こういった事態、なぜ遅れたのか、なぜ取り組めていないのかということについては、当初、設立準備委員会の段階では最低でも事務局が二人態勢で始動すると、動き出すというような想定をしているのですが、現在不足が生じ

ている、事務局員が1名ということでございます。この1名のみでの対応ということで様々手が回らないということで、実績報告の作成であったりといったことが遅れて総会の開催についても遅れたということが現状でございます。

○ 6番 當山清彦議員

一括して伺いましたが、全体の6割執行したということで、各事業できているもの、できていないものを伺いましたけれども、今村長が最後におっしゃった話でいえば、事務局が一人だからということですが、これだけが要因ですか。これだけ事業の遅れがある。もちろんコロナもあるかもしれないですけれど、コロナの影響が出たのは早くても2月とかですね。2、3じゃないですか、年度でいえば。その中で事業評価ができない中で、予算もこの団体に対して増やすということなんですよ。財政支援団体じゃないですか、どうやって交付額が決定するんですか、伺います。

○ 座間味秀勝村長

交付額の決定というか、事業内容を積み上げての880万円の一括交付金ということでございます。この880万円は当然、当初の4月、5月から動き出した想定での金額ということでございますので、これは今後の取り組み次第で大幅に減額していく可能性があるということになります。

先ほど議員からありました、要するに事務局が一人だけということだけが原因かという話になりますと、実際のところ私は会長として感じているところは、なかなか協力を求めたりしても会員の協力が得られていないというのが現状であります。その意識改革もしていく必要があるのかなと思ってます。自分たちの会費で自分たちの組織として運営していくんだという意識をもってもらうためにはどういう取り組みが必要なのか、日々このことについて支援をしながら、いろいろ情報を出しながらやっているというのが現状であります。

○ 6番 當山清彦議員

今村長がおっしゃったとおり、理事会でも話がまとまらないと伺っております。理事の中にはもう観光協会を抜けたいという方も伺っています。私からしたら、ないほうがいいんじゃないかなと思っています。これだけ事業が執行できないのであれば。ですので今回、観光協会の組織改革の提言として以下挙げておりますが、1番、村商工会の下部組織として位置づけをすると。2番、観光協会の予算を商工会へまず交付する。3番、観光協会会长は商工会執行部から選出する。4番、理事の拡充ですね、これは担当課の職員さんにもお伝えしました。主幹課長、そして担当職員さんを理事にしっかりと充てて、役場側の予算の執行だってあるじゃないですか、そういうこともしっかりと話し合っていかないとと思っているんです。ただ理想論だけの話が観光協会では話し合われていると伺っています。私の勝手な提言ですので、まず、この観光協会の組織の見直しということで当局の見解を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

4項目ほど挙げられておりますので、これ一括してお答えしたいと思います。まず、観光協会についてはですね、設立に至った経緯がございます。それまで商工会の担ってきた業務、特には修学旅行の受入業務ですね、そういったことについて観光協会に引き継ぎ、商工会が商工会としての本来の業務を十分に実施できる態勢にするということが一つの目的であったと思っております。現状、一般社団法人である渡嘉敷村観光協会というのは、自主・自立を目指し独立した法人として存在すべきというものであると考えております。商工会の下部組織とするべきではないと現時点においては考えております。

また、観光協会会长の選任ということ、理事、会長の選任についてなんですが、まず会長の選任というのは理事会の決議でもって理事の中から選任することになっていると。また、理事については、先ほど役場の職員の中からという話がありましたが、理事については総会の決議によって選任するということとなっておりますので、現時点で私のほうから、これについてどうこうというコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○ 6番 當山清彦議員

この中でですね、観光協会の会長に村長がいるというのが難しいのかなと思って、私も最初は村長がいいのかなと思っていた。ただ、結局財政支援をする、村長が村長の長の組織に対して財政支援というのはやっぱりちょっと組織的におかしな部分が出てくるのかなと。あと村長はお忙しいですから、政務も公務も、そんな中でできたての組織をまたまとめていくというのは私はちょっときついのかなというふうに思っておりますが、村長自身、この観光協会を運営していくということに対して、現状何か自信抱えられている課題というものがあるのかどうか伺います。

○ 座間味秀勝村長

先程来、理事会での意見のまとめがというお話もございましたけれども、そもそも私は筆頭理事といいましょうか、協会の会長ということでございます。そして業務執行理事というのが副会長二人選任されております。現商工会長、新垣会長と商工会の理事でもある国吉真之介さん、お二人が業務執行理事となっておりますので、ただ、これまであまりちゃんとうまく連携してやれてこなかったということが反省だと思っております。これを立て直すといいましょうか、観光協会の業務を活発化させるにあたっては三人でタッグを組んで先導していく必要があるのかなというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

今の答弁では連携をとっていけば今年度は上手くやっていけるというお考へでよろしいですか。その中で令和2年度の観光協会の予算案についてですが、委託費が発生していますね。これを商工会に投げると伺っておりますが、これは事実ですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。今年度の観光振興費に計上されています委託費についてはで

すね、これは修学旅行D V D増版ということの…。失礼しました、訂正いたします。観光協会の委託費については、商工会へ経理上の委託を、事務委託をするということになっております。

○ 6番 當山清彦議員

なので、やはりどうしても不思議に思うんですね。商工会の予算は何も言わずに削ったじゃないですか。観光協会の予算は総会もできてもいいにも関わらず、これだけ増えてくるわけですよね。商工会としてもおもしろくないわけですよ。ほぼほぼ商工会の方じゃないですか、観光協会の方々も。観光協会が要るのか要らないのかの議論なんですね。私は現状だったら要らないと思うんですね。村長、先ほどと同じ答弁になってくると思うんですが、今後、年内に財政支援団体の監査をする予定ですので、そこでしっかりと審査をしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。内部統制制度導入についてですね。どうしても決算審査が終わるとこの話になるんですが、昨年、副村長にお伺いをしたと思っております。また今回ですね決算審査の中でも様々な問題がございまして、内部統制制度をしっかりと入れないといけないということで再度伺いますが、内部統制制度の導入についてまず見解を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

質問のお答えをいたします。内部統制制度については議員からありましたとおり、昨年12月の議会の質疑により監査意見の中でご指摘を受けた事務手続きや、本来一元化すべきところがされていないことについて、その都度改善に努めてまいっております。組織全体における内部統制の整備運用ということについては現時点ではまだ取り組みが進んでいないという状況となっております。制度導入については都道府県及び指定都市以外の市町村は努力義務というふうにされておりますが、令和2年4月1日から渡嘉敷村監査基準が執行されております。内部統制評価報告書による経過措置が盛り込まれておりますので、今後事務手続きを明確化することが必要であり、条例の制定等に取り組んでいきたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

村長がおっしゃっていただいたとおり、平成29年度地方自治法の一部改正によって監査基準を定めなければならないということで、また行政のリスク管理ですよね、そういった部分でこれをやらなきゃいけないということで地方自治法の150条の第2項で定められております。そこでですね、報告書もつくらないといけないということになっているんですよ。以下、もう村長答えていただいたので3番にいきますが、内部統制に関してはですね、村長は外交等も忙しいでしょうから副村長を筆頭にしていただきたいと。各課長で内部統制制度についてしっかりと協議をしていただいて、総務省のガイドラインに沿って方針を定め履行するのが理想であると、以前も述べたと思っております。まず副村長、総務省か

ら出ている内部統制制度のガイドラインは目を通されていますか。

○ 神里敏明副村長

見ております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

ここで決算審査、副村長に対して総務課長もいっしょに公表させていただいて、本当に多くの課題が見つかったと思っておりますが、今後どういった取り組みをしていくのか、副村長お願いします。

○ 神里敏明副村長

内部統制制度の導入については、一気に導入となると動力かかりまして、時間もちょっとかかる状況であります。かといって、それをやらないわけにはいきませんので、私を含めて各課長と連携して、検討会的なものを立ちあげて総務省のガイドラインを参考にしながら、部分的な整備導入も検討しながら整備に向けて進めていきたいと思います。まずは現在行われている業務、特に財務に関する事務、予算執行、契約であったり財産管理について問題点等を分析し、また法令等に適合した適正な事務処理が行われるよう改善し、内部統制を図ってまいりたいというふうに考えております。

○ 6番 當山晴彦議員

ありがとうございます。今の執行部の皆さんおそろいでありますので、早急に準備委員会でもいいじゃありませんか。組織していただいて、しっかり議論したものを議事録にもしっかりとまとめていただきたい。皆さんの仕事もよく見える化が必要だと思っています。以前からお話をしているとおりですね、人事異動による仕事の引き継ぎとか、全然されていないんですよ。指摘事項が本当に多すぎるんですよね、最近。ここをしっかり行っていただきたいと思います。

それで最後4番になりますが、村道阿波連線改良工事の変更契約において、業者が予算の可決前に工事を施工していた問題に関して、以前、高速船の売船契約時にも同様な問題があったにもかかわらず、今回の問題が起こっているということで、議会で何度も申し上げておりますが、議会軽視であり、二元代表制の根幹を揺るがす重要な問題でございます。まず、この件に関して時系列でご説明いただけたらと思います。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。8月5日の16時頃に変更分の生コン打設を行っている知らせがあり、担当者は現場へ向かい、中止命令を発出したと確認しております。内訳としましては、歩道部の張りコン17スパンの内、4スパン約3.5m³の打設を完了したということになっております。

○ 6番 當山晴彦議員

この問題が発覚してからですよ、臨時議会までです。臨時議会までの時系列でどういった、今、担当課が行って工事を止めたまでですよね。そこからどのようにして皆さんに話しが伝わっているのか、臨時議会前にやっているわけですね、ここが一番の問題であつて、問題がわかっていて臨時議会を開いて、我々に審議させていることが問題なんですよ。そこまでの時系列で伺います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山晴彦議員

ですので一番の問題というのは、臨時議会の前日には問題が起こっていることがわかっている。わかっていないながらも、我々に議案の審議をさせていることが問題だと思っております。これをなぜ議長に報告しなかったのかというのを伺います。

○ 座間味秀勝村長

この件につきましては、議会前に実際、私のところまで、その報告が上がってきていな状況でございました。この内容について精査をして、後日、報告を申し上げるということで対応したいと考えております。

○ 6番 當山晴彦議員

今、この傍聴システムで下の職員さんもみんな聞いているわけですよ。前の高速船の問題しかしり、このような問題を何回も何回も繰り返すのかというお話なんですよ。ですので内部統制制度しっかりしていただきたい。スピード感も重要視して取り組んでいただきたいと思っているんですね。そこで伺いたいのが、こういった問題が起こっている時というのは執行部はどちらかの責任を取っております。前回は議会への謝罪でそのまま流れました。時間も短く同じような問題が起こっている中で、皆さんができる責任を取るのか伺います。

○ 座間味秀勝村長

ご指摘の事案については、工事請負業者と、ますどのような連絡調整がされていたのか、なぜ現場が進んだのか、そこをきちんと検証をする必要があると考えております。その上で、本村における工事請負契約適正な履行を確保するために行う監督の実施ということについては、法令その他に定めるもののほか、渡嘉敷村公共工事監督要領、これは昭和57年に定められております。これに則つとり行うということとなっております。これらの手順に従って監督が行われていたのかどうか、これを精査する必要があると思っております。

責任ということについてですが、今申し上げたとおりどのような経緯で今回の事態に至ったのか、まず原因を究明し、再発防止策を講じるということが果たすべき責任であると考えております。

○ 6番 當山晴彦議員

もう二度と起こしてはいけない問題だと思っております。我々、議会に対して前回の臨時議会で謝罪はあったものの、あれは臨時議会閉会後に起きたものです。住民の皆さんに対しても説明責任がございます。こういった点に関してはどのように考えておりますか。

○ 座間味秀勝村長

まず今回については、現場で担当職員が把握をしていながら、その議会までの若干の猶予があったと思います。その間に連絡はこなくて議会の報告がなかったということについては、大変申し訳なく思っております。このことについてはお詫びを申し上げたいと思います。それがどういった原因なのか、議員、先程来ご指摘がありますように、内部統制制度、要するにガバナンスですね、そこが上手くいっていないというのが見えてくるんではないかというふうなご指摘でございます。おっしゃるとおりかと思います。そこについてきちっと取り組んでいくということが必要かと考えております。

○ 6番 當山晴彦議員

これで最後になりますが、以上のこと踏まえて、前回の契約は無効です。それは理解していますか。地方自治法上、あれは無効になると思います。これで追認議決をしないといけない、これはもう他の自治体でも出ていますし、判例も出ています。判例まで申し上げませんけれども、もう一度契約をし直おさないといけないです。振り返って、今この契約は無効です。その点に関して見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

ご指摘の件については、今まだ精査ができておりませんので、ご指摘のとおりの内容になるかどうか、しっかり精査をして対応していきたいと考えております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山晴彦議員

仙台の方で判例が出ているんですね、議会を経ることなく締結した契約は無効となります。そこで追認を、これは遡っていいということになっているんですね。この仙台高裁の判決で議会での議決をいただければ遡って有効になることができるということになっている。これは追認議決というものです。これを早急にやっていただきたい見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

ご指摘のお話ですと、臨時議会の8月6日の前日5日に施行されているわけですから、この契約書そのものは、その日以前に契約をされたということでの議会での追認が必要なのかというように考えております。そのような対応をしていきたいと考えております。

○ 6番 當山晴彦議員

早急にお願いいたします。以上で、私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございます

い

○ 玉城保弘議長

これで6番當山清彦議員の一般質問を終わります。

次に、1番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

はい、議長、私で最後ですけど、皆さんちょうど疲れ気味ですけど、担当以外の課長はどうぞご自由に昼寝でもしていいください。

まず通告書に基づいて2点ほど質問していきたいと思います。まず猪対策についてでございます。最近、一気に猪が非常に減ったような感じがします。私も20日前に一周マラソンコースを見て廻ったんですけど、今まででしたら道路の脇が捲られたりとか、そういうのがあったんですが、20日前もそういうのが一切無く、また今週の日曜日も同じコースを1時間半ぐらいかけて廻っても、一切そういう経緯がないと、これは皆さん捕獲したから減になったのか、また別の理由で減になったのか、今まででしたらちょうど水田も盛んですけど普通でしたらほとんどやられています。これについて調査か何かされたのがあるのかなと思いまして、質問しています。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。猪が減少していると思われるという感覚があるということでございます。これは私もそのように感じております。というのは畑、田んぼといった所に出没する個体というか、それが非常に減っているのかなと感じております。これも平成23年度から昨年度そして今年まで含めるとですね、昨年度3月末まで823頭捕獲をしております。去年はその前の年までは、だいたい100頭平均ぐらいですが、去年は36頭、今年これまでに28頭ということで、かなりペースダウンをしているという感覚はもっております。具体的にどれぐらいいるか調査をしたかということについては、まず調査そのものというのはまずできていない状況でありますけども、おおよそ感覚的には減っているなという感じはしているなというところでございます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今、村長がおっしゃったように、これ数の把握というのが非常に難しい部分です。先ほど質問したように減った原因は調査か何かでわかったのか、例えばこの時期というのは、今、本島内では豚コレラが発生して、聞くところによったら渡り鳥でもそういうのは発生するということであるので、その死骸等があったら、その一部の肉を食ってでも、これは豚コレラであるとか、そういうのを調べるのは可能だと思いますけどね。減った原因はまだわかっていないんですかね。

○ 座間味秀勝村長

はい、先ほど申し上げましたとおり、減った原因についての究明ということについては取り組んできておりません。豚コレラという話もございましたけれども、先日、台風9号

の後でしたか、道路の清掃、側溝の清掃と職員が廻ったときに死骸を発見したということもありました。それについてもどういう原因かというのはわかっておりませんが、ただ明らかに減っているなという感覚的なことでしかお答えはできないというのが現状でございます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

この問題は何十年もかかって私も質問をしてきたんですけどね、全く減ることに関してはないんだと思います。しかしこれは増えた理由はわかるけど、減った理由はわからないんじや、また何時そういうのが発生するのものがわからないので、先ほどの死骸等の件もありましたので、できたらそういうのも調べて、ゼロになるような努力をしていただきたいなと思います。

次いきます。コロナ対策でございます。午前中から多くの方が、それに関する質問をしております。これは総理大臣が変わったからってコロナが失速するわけではありません。その中で船舶の問題について書いてありますけど、午前中、船舶の問題で10月から平常運行にするということです。これは私もその方がいいかなというふうに考えております。よく私も毎週港に行くんですが、5月、6月はほとんど沖縄県もゼロで、Go Toが出てから第2波で一斉にまた沖縄がワーストということになったんですけどね、船舶見ていたら、かなりの数の方がマスクをせずに乗船されたりしているという、そこらへんがあまり徹底されていないなというふうに感じております。12時発でしたか村長ね、フェリー12時発で高速が1便で、要するに観光客が日帰りはしにくいという運航体制取っているわけですね。高速船で朝で来てフェリーの2時に帰ればちょっとした海水浴はできる、あるいはちょっとした用事はできるという、全くの不便さじゃなくてある程度の利便性もあっての12時発かなというふうに私は理解していました。これはそのとおりなんですかね、村長。

○ 座間味秀勝村長

この船の減便ということについては、対策本部会議、これ民間団体等の代表者を交えての対策本部会議で決定した事項でありますけれども、まずウイルスを侵入させないということ、要するにまずは村民の健康、命を守るということを第一にということを考えたときに、それが取るべき対策かなということで、そういう提案をしてやっておりました。そして今おっしゃるように全く来れないようにしてしまうとなると、生活にも困るというようなことが起きてくるのかなと、要するに必ずしも観光ではなくて業務でどうしても必要な業務で来るという方もいらっしゃいますので、そこは多少こちらで時間が取れるというようななかたちを取った方がいいだろうということでのフェリーの少し送らせた時間での出港ということでやっておりました。そういう判断でございました。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

はい、わかりました。そういう対策が取れているというのはご理解できました。先ほ

どマスクのことを触れましたけど、これが周知徹底されていないと、今日朝の飛行機で北海道行きの飛行機でマスクしていない乗者がいて秋田県でしたか、途中でマスクしていない人を降ろしてまた行ったという。私、これ聞いて、これだけ徹底するんだったら感染するということ実は少ないんじゃないかなと思います。我が村でもある程度、徹底していただきたいなど、あるいはまた座席にも皆さん何か張っていますよね、間隔を取るために、あれもほとんど無視されています。ほとんど無視して座っています。船員が廻って、その注意を呼びかける様子も何もないというかたちで、マスクも協力願は書いてあります。これをもう少し、願いだけじゃなくて、半強制的な指導までできないものか、お尋ねします。

○ 座間味秀勝村長

今、お話がありました飛行機からマスクの着用に協力しない方を降ろしたことがあります。これは秩序を乱すという観点からということで飛行機を新潟空港でしたかね、そこで途中降ろして、その乗客を降ろしたということあります。これまで何度もそういったご指摘を伺っております。そのフェリーなり、高速船の中で、どうしてもこちらがいくらお願ひしても着用しない、あるいは船に乗ると外してしまうということもあると。

今、座席の分もありました。これについてはある程度、融通が利くようなかたちで対応、現場では取っているということでございます。何かというと、例えば一緒に来た人と家族であったり同伴者であれば隣どおし座ってもいんじゃないかというようなことで、そういうかたちで座られる方もいらっしゃるということでございます。

今後、午前中の答弁の中でも話をしましたけれどもウイズコロナ要するにコロナを防ぎながら感染を防ぎながら経済も立て直さないといけないという状況にあっては、まず一人ひとりがうつらない、うつさない行動を心をかけていただだと、そのときにどうしても協力をしないという方がいたとき、じやあフェリー高速船の中でどういった対応ができるかというと非常に難しいです。例えばそこで暴力的になるような方々もいるようです。実際、乗船の内で言い合いになることもあるようですので、非常に難しいところなんですが、これについてはもう、うつりたくない人がうつらないような対策をしていただくという以外はないのかなと、やらないという、要するにマスクをしないという人に、力づくでさせるということはできないですから、そこはお願いというベースは変わらないと思います。そこをご理解をいただいて、うつらない、うつさないというふうな生活の中でのスタイルを確立していくことが大事なのかなというふうに考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

あのね、村長ね、私はその対策の手を一切緩めちゃいけないと思いますよ。信念をもって通してください。

次いきます。イベントの問題であります。これは渡嘉敷だけじゃなくして、各地でいろんな大きなイベントが中止されています。一番大きな皆さんご存じのオリンピックじゃないでしょうか。それでもまた地域のところでは、小さいイベントさえ中止になっているよ

うな状態であります。去ったお盆に今まで青年会がエイサーなどやっていましたけど、彼らのひとつの志といいますか、音楽だけ流してエイサーをやらずに、そういう物事を小規模にしてでも続けたいということで志が伝わったような感じがします。うちの島でも、既に、とかしきマラソンは中止だというふうになっております。

本来なら9月でしたら敬老会、那覇から芸能人が来て、大概9月半ばぐらいですか、いつも盛大にやってお年寄りもいつも喜んでいますけど、これについてもあまりまだ情報がないと、子どもたちにとっては運動会、あるいは成人式、いろんなイベントが駅伝大会とか、年内にいろんなのがあるんですけど、まだ村民が渡嘉敷マラソン以外は、何が中止で何がどうなっているかというのがわからない状態であります。その内容によっては、私は規模縮小でもやれるものはやっていった方がいんじゃないかなと、何もかも中止になると何かね、島 자체がちょっと下向きといいますか、活気がなくなるようなご時世になるんじゃないかなと思って、できる範囲内で、島外から来るとちょっと抵抗もあると思いますけど、島民だけで、できるようなイベントでしたら、私は実施してもいいのかなというふうに思いますけど、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。與那嶺議員おっしゃるとおり、何もかもこれまでやっていたことができなくなる、やらなくなるという方向ですと、やはり人と人との関わりや地域のコミュニティ等も非常に薄れていくことがあるかと思います。そういうことを考えると、基本的には沖縄県等が作成をしているイベント等の実施ガイドライン、そこを参考にしつつではありますけれども、おっしゃるように島内だけの参加だったらどうにかできないかとか、あるいはやり方を変えて、例えば成人式の話がありました。例えばそれについては会食、要するにそこで食べたりすることを辞めて、式典だけでもやつたらどうかとか、それはコロナがこの先少し時間がありますので、状況をみながらどうするかということについては判断していこうと考えております。話の中ででました敬老会ということもありますけれども、敬老会については、今回やはり対象となる方々が高齢者の方々であります。もし万が一ということもありますので、今回については先日でしたかね、決定をしておりますけれども、弁当と記念品といったもののような配布、それをするというようなことで代えさせていただこうというふうな考え方を持っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

休憩お願いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今、村長と教育長のご答弁で、子どもたちもまた周囲の方々も少しずつは島の活気が取

り戻しつつあるかなというふうな感じを受けるんじゃないかなと思っています。

次、経済問題についてでございます。先ほどから議論されてますけど、やっぱりコロナ問題で、我が村の観光はじめ非常に経済が、調整できないぐらいくるっているんじゃないかなと、我が村だけじゃなくして世界中がそういうふうになっていると思います。

沖縄県もこれじゃ大変だということで、生命も守りながら経済も動かすという制度になっています。ウチナグチで言えば、アリン ナギラランシガ ウリン シティラランという言葉でしょうかね。今の言葉、若い衆はわからないかもしだれんけど、そういうふうに今経済もコロナ対策も、私は順調と言ったらおかしいけどバランスよく取れているんじゃないかなと思います。村長は、それに対してどう思いますか。我が村はバランスが取れていると思いますか。

○ 座間味秀勝村長

バランスということでございますけれども、先ほど與那嶺議員からお話をありました経済とコロナ対策、感染防止対策というのは、いってみればアクセルとブレーキですね、アクセルを踏むかブレーキを踏むか、あるいは両方を同時に踏むのか、同時に踏むというのはどういうことなのかということになるのかなと。明確な答えというのを誰も持っていないというのが現状かと思います。

そこで大事なことは地域の合意形成、住民の方々がどう思っていて、あるいはどういう対策を望んでいるか、それに対して行政がどう答えていくかということかと思います。これまで船の減便等についても、インフルエンザ等対策会議の中で団体等の皆さんの意見も参考にしながら取り組んできております。今後もこういうかたちで住民の合意を得ながらというかたちで進めていくことが必要かなと思っております。

その中でも第2波、第3波を見据えてという話もありますので、これについては、今、目の前にあるこのコロナ第二次の交付金、この使いみちがまさしくそうなのかなと、要するに経済と感染対策を両立するために、どういった対策が必要なのか、どういった取り組みが必要か、それに交付金を充てていくという考え方方が大事かと思っておりますので、そこを深めていって、より有効な対策をしながら経済が進行できるようにしていきたいというふうに考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

私も最後になりますけど、村長も非常に答弁の見つからないような答弁になったと思います。これがこの全島的にコロナに対する問題じゃないかなと思います。だからといって先ほど3波のこともありましたので、これは全くこないとは限りません。3波がくると間違ったらインフルエンザと同時になるとパニックになります。ある意味では学校などではインフルエンザかかるとコロナだということで、いじめも発生するという問題等が言われています。30万余りの廃業者も日本では出ておりますので、またこれからも気を引き締めて、我が村には一歩も入れない、人にもうつさないという態勢で、そして経済も動かしな

がら、これからも村の発展に尽力してくださるよう願って、私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

これで一般質問は終了します。

休憩します。

再開します。

日程第6、報告第6号、令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

報告第6号

令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について
沖縄県町村土地開発公社の令和元年度の事業実績及び決算状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別添のとおり報告する。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより報告第6号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、報告第7号、平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

報告第7号

平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成31年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

数字はお示しのとおりとなっております。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝
以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第7号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、報告第8号、平成31年度渡嘉敷村一般会計決算引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

報告第8号

平成31年度渡嘉敷村一般会計決算引き上げ分の地方消費税が充てられる

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の報告について

標記の件に関して地方自治法第245条の4の規定に基づき、平成31年度渡嘉敷村一般会計決算引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費を別紙のとおり報告する。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

添付のとおりでございます。ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第8号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、同意第5号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命について。

日程第10、同意第6号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命について。

日程第11、同意第7号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命について。

日程第12、同意第8号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についてを一括して議題とした

します。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

同意第5号

渡嘉敷村農業委員会委員の任命について

下記の者を渡嘉敷村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷19番地

氏 名 小嶺 勉

生年月日 昭和28年9月12日（満66歳）

提案理由

渡嘉敷村農業委員会委員が令和2年9月30日で任期満了するので、その後任を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条の規定により議会の同意を得る必要がある。

同意第6号

渡嘉敷村農業委員会委員の任命について

下記の者を渡嘉敷村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷68番地

氏 名 兼島善広

生年月日 昭和33年2月3日（満62歳）

提案理由

渡嘉敷村農業委員会委員が令和2年9月30日で任期満了するので、その後任を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条の規定により議会の同意を得る必要がある。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

同意第7号

渡嘉敷村農業委員会委員の任命について

下記の者を渡嘉敷村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷200番地

氏 名 下地敏之

生年月日 昭和35年12月5日（満59歳）

提案理由

渡嘉敷村農業委員会委員が令和2年9月30日で任期満了するので、その後任を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条の規定により議会の同意を得る必要がある。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

同意第8号

渡嘉敷村農業委員会委員の任命について

下記の者を渡嘉敷村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷29番地

氏 名 坂田竜二

生年月日 昭和43年7月13日（満52歳）

提案理由

渡嘉敷村農業委員会委員が令和2年9月30日で任期満了するので、その後任を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条の規定により議会の同意を得る必要がある。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、4件の審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

以上で提案者からの説明は終わります。

なお同意第5号から8号、1件ずつの採決となります。

これから同意第5号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についての説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

○ 3番 新垣一史議員

村長の方で面談して決めたということで、先ほど推薦理由も休憩中のあいで納得はしているんですが、委員会の会員の方々から僕はネットの村のホームページで見た応募者数はさっき村長6名とおっしゃっていましたが、7名名前が上がっていて、そこから4名の選任だと思うんですけど、この4名に決めましたよという報告あったけど、話し合いとか、意見を求めるとか、この人たちどうですかというような話は受けずに、もうこの人たちを議会に確認取りますという話があったということで、もう少し自分たちにも意見を求めてほしかったとか、農業されている方たちのためにも農業委員会というのがあると思うので、そういった方たちへの相談だとか、お話があってもいいのかなと思うんですが、村長の方はどうお考えですか。

○ 座間味秀勝村長

農業委員の選任については、村長の選任事項ということになっております。今私が考える農業委員というものがどうであるか、先ほど休憩の時間にご説明を申し上げましたけれども、それをなし得るということで、私の方で面談をして直接ですね、30分から約40分ぐ

らいかかった人がいましたけれども、そういう面談をした上で本人たちにも納得してもらったうえで、さらには農業委員会の定例会の中でも、私の考えを述べさせていただいております。

○ 3番 新垣一史議員

村長のほうでは十分話し合われた感覚だということだと思うんですけど、やっぱり実際そういう声が上がってきているのを聞きましたので、もう少し会員の方たちの意見とか、そういたものも聞くことも大事なのかなと思います。このことに限ったことではなくて、これまで他の質問等で、例えばまつりの実行委員会のときとかも話したんですけども、そういった話し合いというのをもう少し持たれたらいいのかなと思って、今ちょっと発言したんですが、以上です。

○ 2番 国吉英治議員

ちょっと質問なんですが、この点で僕聞いている話だと何時募集かかって、募集期間どれぐらいだったのかというのをちょっとお伺いしていいですか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

農業委員の募集期間等についてのご質問と賜っております。まず募集期間については6月29日から7月28日まで1カ月の間を設定をしておりまして、募集方法としましては公式ホームページによるダウンロードができるようにしているということ、役場の観光産業課窓口ということでやっております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

これから同意第5号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についての説明に対する質疑を求めます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより同意第5号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件に対する提案者の報告は同意です。

この採決は挙手評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手2名)

挙手2名、従って、同意第5号については否決されました。

これから同意第6号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命について、報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これから同意第6号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件に対する提案者の報告は同意です。

この採決は举手評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

(举手2名)

举手2名、従って、同意第6号については否決されました。

これから同意第7号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についての説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これから同意第7号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件に対する提案者の報告は同意です。

この採決は举手評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

(举手2名)

举手2名、従って、同意第7号については否決されました。

これから同意第8号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についての報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これから同意第8号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は举手評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(举手2名)

举手2名、従って、同意第8号は否決されました。

日程第13、議案第35号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第35号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

渡嘉敷村景観計画条例の施行改正にあたり、新たに景観計画審議会の報酬の額を定める必要がある。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第36号、渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第36号

渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村税条例の一部を次のように改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

生産性向上特別措置法に係る課税標準の特例による課税標準の割合を附則に追加する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第37号、渡嘉敷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第37号

渡嘉敷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

消防団員の費用弁償について、水火災、警戒による出動の場合における額との均等を図り、感染症患者等の急患搬送における精神的な負担増に鑑み、団員の意識向上を図るために、平日の夜間の急患搬送または出動の場合及び土、日曜日及び祝祭日の急患搬送または出動の場合の額を改定する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第38号、渡嘉敷村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第38号

渡嘉敷村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
渡嘉敷村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96
条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

令和2年5月15日、沖縄県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴
い渡嘉敷村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要がある。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第39号、渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議
題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第39号

渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第
1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対して、傷病手当金を支給する
ため、この条例の一部を改正する。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第39号を採決します

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第40号、渡嘉敷村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第40号

渡嘉敷村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について

渡嘉敷村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約を締結することができる契約に対し、必要な事項を定めるため条例を制定する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第41号、渡嘉敷村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第41号

渡嘉敷村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例について

渡嘉敷村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例について、地方自治法第96条第1項第

1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

渡嘉敷村国民健康保険高額療養資金の貸付に関する事務を円滑、且つ効率的に行うため、
渡嘉敷村国民健康保険高額療養資金貸付基金を設置する。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第42号、渡嘉敷村農産物集出荷施設の設置及び運営に関する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第42号

渡嘉敷村農産物集出荷施設の設置及び運営に関する条例について

渡嘉敷村農産物集出荷施設の設置及び運営に関する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

渡嘉敷村の所有する施設を適正に管理するため条例を整備する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

日程第21、議案第43号、渡嘉敷村農産物処理加工施設の設置及び運営に関する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第43号

渡嘉敷村農産物処理加工施設の設置及び運営に関する条例について

渡嘉敷村農産物処理加工施設の設置及び運営に関する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

渡嘉敷村の所有する施設を適正に管理するため条例を整備する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩お願いします」の声あり)

休憩します。

再開します。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第50号、工事請負変更契約（R1村道阿波連線道路改良工事）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第50号

工事請負変更契約（R1村道阿波連線道路改良工事）について

R1村道阿波連線道路改良工事について、次のように工事請負変更契約を締結したいの

で、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

記

契約の目的 R 1 村道阿波連線道路改良工事

契約金額 増額 2,136,200円

契約の相手方 沖縄県豊見城市字翁長844-38

株式会社 東信興建

代表取締役 古波蔵文信

提案理由

令和2年8月6日議会の議決を経たR 1 村道阿波連線道路改良工事の請負変更契約の締結については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(散会 午後4時15分)

令和 2 年

第 8 回渡嘉敷村議会定例会

第 2 日 目

9 月 10 日

令和2年第8回渡嘉敷村議会定例会は
令和2年9月10日(木)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期2日間

2日目

議員の出欠別

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 7名

会議録署名議員 4番 宮平鉄哉議員 5番 座間味満議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席 した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聰
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了：9月10日（木曜日）午前10時45分

令和2年第8回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和2年9月10日（木）午前10時00分開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第2号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2	議案第44号	令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)について
第3	議案第45号	令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第2号)について
第4	議案第46号	令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
第5	議案第47号	令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
第6	議案第48号	令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
第7	議案第49号	令和2年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
第8	認定第1号	平成31年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について
第9	認定第2号	平成31年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第10	認定第3号	平成31年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第11	認定第4号	平成31年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第12	認定第5号	平成31年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第13	認定第6号	平成31年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和2年第8回渡嘉敷村議会定例会、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって4番宮平鉄哉議員、5番座間味満議員を指名いたします。

日程第2、議案第44号、令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

おはようございます。

議案第44号

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)について

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第5号)

令和2年度渡嘉敷村の一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千396万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9千839万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第45号、令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第45号

令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千13万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9千502万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第46号、令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第46号

令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、
地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決
を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところに
よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千109万円を追加し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ1億1千642万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第47号、令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第47号

令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、
地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決
を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ
による。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万4千円を追加し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ537万7千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第48号、令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第48号

令和 2 年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
令和 2 年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて、
地方自治法第96条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和 2 年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 185 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 千 662 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 9 日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝
以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第 48 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 、議案第 49 号、令和 2 年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第 49 号

令和 2 年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
令和 2 年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて、地方自治法第96条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 島入歳出予算の総額に島入歳出それぞれ38万5千円を追加し、島入歳出予算の総額を島入歳出それぞれ2千724万3千円とする。

2 島入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の島入歳出予算の金額は「第1表島入歳出予算補正」による。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝
以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

日程第8、認定第1号、平成31年度渡嘉敷村一般会計島入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

認定第1号

平成31年度渡嘉敷村一般会計島入歳出決算の認定について

平成31年度渡嘉敷村一般会計島入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付す必要がある。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

決算審査で私は話しているので予算に対しての質疑はないんですが、決算書の前に付けてある正誤表、これについて議員の皆さんにちゃんと説明しなければいけないんじゃないでしょうか。お願いします。

○ 宇野昭子会計課長

お答えいたします。今回、歳入歳出決算書の正誤表が提出しておりますけれども、まず、75ページの有価証券につきましては、私の方で現在高の数値のほうに見誤りがありまして訂正しております。また、77ページの車両・船舶類の数値の方と、あと90ページの航路会計の物品のほうに関しましては、決算審査のほうで指摘等がございまして、その前に決算書の印刷製本が出来上がっておりましたので、今回この正誤表の提出ということになっております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、認定第2号、平成31年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

認定第2号

平成31年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成31年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付す必要

がある。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、認定第3号、平成31年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

認定第3号

平成31年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成31年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付す必要がある。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、認定第4号、平成31年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

認定第4号

平成31年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成31年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付す必要がある。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第4号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、認定第5号、平成31年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

認定第5号

平成31年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成31年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付す必要がある。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、認定第6号、平成31年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

認定第6号

平成31年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成31年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付す必要がある。

令和2年9月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和2年渡嘉敷村議会第8回定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

以上で本定例会会議に付された事件は全て終了いたしました。

令和2年第8回渡嘉敷村議会9月定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号4番）

署名議員（議席番号5番）